

# 第五次 島本町総合計画

自然と調和した個性と活力のある  
人間尊重のまち



島本町



島本町



# 自然と調和した個性と 活力のある人間尊重のまち

～ いきいき・ふれあい・やさしい島本 ～



町章



島本町公式マスコットキャラクター

みづまるくん



町の木「クスノキ」



町の花「ヤマブキ」

## 第五次 島本町総合計画

### 目次

## 序論

### 計画の背景・まちづくりの前提条件

#### 第1章 計画の背景と概要

- 1 計画策定の趣旨…………… 2
- 2 計画の位置づけ…………… 2
- 3 計画の概要…………… 3

#### 第2章 まちの現況と特性

- 1 位置・立地…………… 6
- 2 島本町のあゆみ…………… 7
- 3 自然的条件…………… 7
- 4 社会的条件…………… 8
- 5 住民の意向…………… 12

#### 第3章 社会的潮流とまちづくりの課題

- 1 人口減少社会への対応と地方創生…………… 16
- 2 子どもの育ちと学びへの支援…………… 17
- 3 安全・安心への意識の高まり…………… 17
- 4 環境の保全、自然との調和…………… 18
- 5 人権と多様性を尊重し、共生・協働する社会…………… 19
- 6 高度情報化の進展…………… 19
- 7 持続可能な行財政運営…………… 20

## 第1部

### 基本構想

#### 第1章 まちの将来像

- 1 基本理念と将来像…………… 22
- 2 将来人口…………… 23
- 3 土地利用と都市構造…………… 24

#### 第2章 まちづくりの基本方針

- 1 思いやりとふれあいのまちづくり…………… 26
- 2 自然と調和した快適なまちづくり…………… 26
- 3 安全・安心なまちづくり…………… 26
- 4 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり…………… 26
- 5 子どもたちを健やかに育むまちづくり…………… 27
- 6 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり…………… 27
- 7 持続可能なまちづくり…………… 27

## 第2部

### 基本計画

<基本計画の見方>.....	30
<施策体系>.....	32
<b>第1章 思いやりとふれあいのまちづくり</b>	
1-1 人権・平和・男女共同参画 .....	34
1-2 参画・協働・情報共有 .....	36
1-3 交流・多文化共生 .....	38
<b>第2章 自然と調和した快適なまちづくり</b>	
2-1 環境保全 .....	40
2-2 都市計画・住環境 .....	42
2-3 都市基盤 .....	44
2-4 上下水道 .....	46
<b>第3章 安全・安心なまちづくり</b>	
3-1 防災・危機管理 .....	48
3-2 消防・救急 .....	50
3-3 交通安全・防犯・消費者保護 .....	52
<b>第4章 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり</b>	
4-1 健康・医療 .....	54
4-2 地域福祉 .....	56
4-3 高齢者福祉 .....	58
4-4 障害者福祉 .....	60
4-5 生涯学習・スポーツ .....	62
<b>第5章 子どもたちを健やかに育むまちづくり</b>	
5-1 子ども・子育て支援 .....	64
5-2 学校教育 .....	68
<b>第6章 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり</b>	
6-1 産業・労働 .....	70
6-2 歴史・文化 .....	72
6-3 観光・魅力発信 .....	74
<b>第7章 持続可能なまちづくり</b>	
7-1 行財政運営 .....	76

## 資料編

1 参考指標一覧 .....	80
2 関連する主な個別計画等一覧 .....	82
3 SDGs(持続可能な開発目標)について .....	84
4 歴史年表 .....	86
5 文化財一覧 .....	89
6 関係条例など .....	90
7 策定経過 .....	94
8 用語解説 .....	96

# 序論

## 計画の背景・まちづくりの前提条件

第1章 計画の背景と概要

第2章 まちの現況と特性

第3章 社会的潮流とまちづくりの課題

## 序論

## 計画の背景・まちづくりの前提条件

## 第1章 計画の背景と概要

## 1 計画策定の趣旨

本町では、平成 23 (2011) 年に「第四次島本町総合計画」(目標年次:平成 31 (2019) 年)を策定し、「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」を将来像に掲げ、総合的なまちづくりを進めてきました。

この間、人口減少・少子高齢化の進行、自然災害への不安の高まりなど、地方自治体を取り巻く環境やニーズは大きく変化してきています。今後も、社会経済情勢の変化やさまざまな課題に的確に対応し、住民サービスの維持・充実とさらなるまちの発展を図っていくため、令和 2 (2020) 年度以降のまちの将来像と基本方向を示し、総合的かつ計画的にまちづくりを進める基本指針として、「第五次島本町総合計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

「総合計画」は、地方自治体のすべての計画の上位に位置づけられ、まちづくりの基本指針となる計画です。昭和 44 (1969) 年の地方自治法改正により、総合計画(基本構想)の策定及び議決が地方自治体に義務付けられました。その後、地方分権の進展を受け、平成 23 (2011) 年の地方自治法改正により法的な策定・議決義務はなくなりましたが、本町においては、引き続き、総合的・計画的に町政運営を進めていくため、「島本町まちづくり基本条例」及び「島本町総合計画基本構想の議決に関する条例」に基づき、本計画を策定するものです。

## ○ 島本町まちづくり基本条例(抜粋)

(総合計画)

- 第 18 条 町は、計画的な町政運営を行うため、総合的な計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 町は、総合計画が社会の変化に対応することができるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 3 町は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果を挙げる手法を選択し、住民の満足度の向上に努めなければならない。

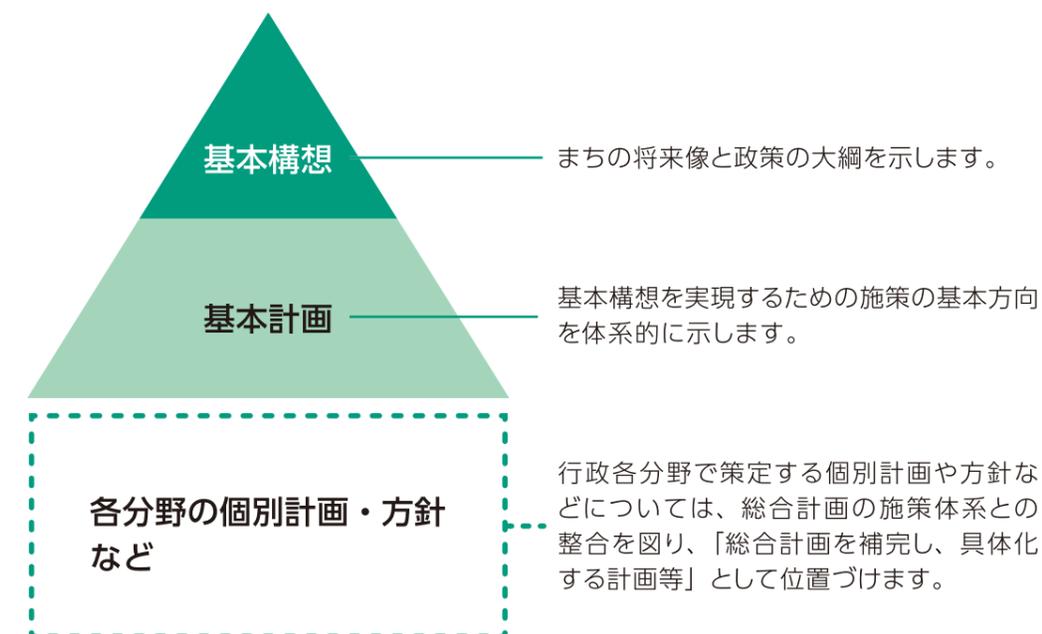
## ○ 島本町総合計画基本構想の議決に関する条例(抜粋)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき、総合計画基本構想(島本町まちづくり基本条例(平成 22 年島本町条例第 17 号)第 18 条第 1 項の総合的な計画のうち、本町の将来像及び政策の大綱を示すものをいう。)の策定、変更及び廃止については、議会の議決すべき事件とする。

## 3 計画の概要

## (1) 構成

本計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成し、個別計画などとの整合・連携を図りながら、総合的なまちづくりを推進していきます。



## (2) 計画期間

本計画は、令和 2 (2020) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 10 年間を計画期間とします。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
第五次総合計画(基本構想・基本計画)									

### （3）計画の策定体制

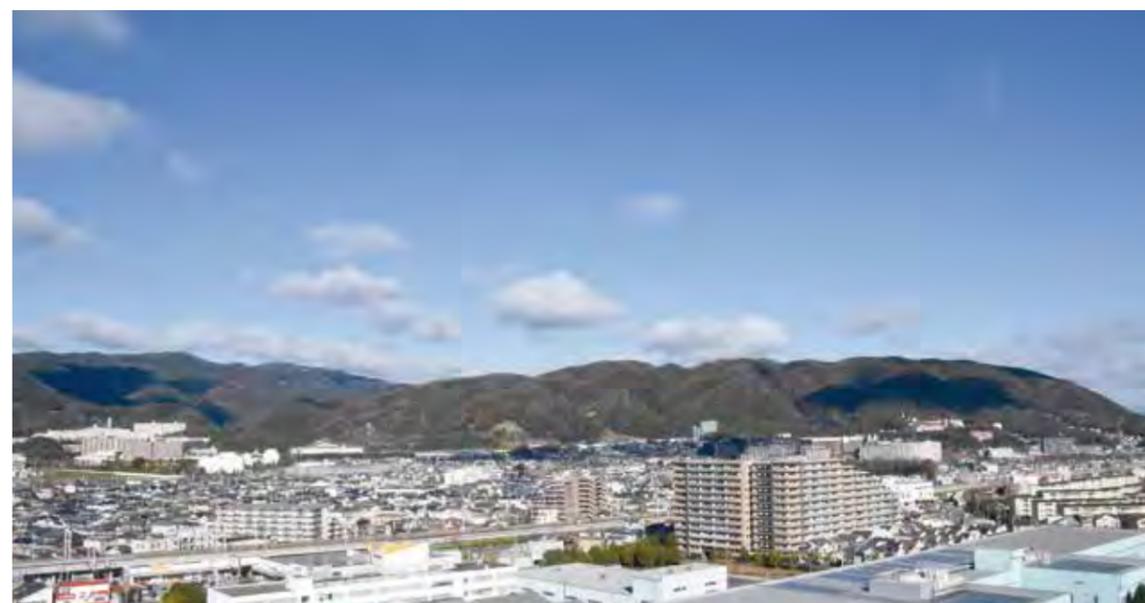
計画の策定にあたっては、アンケートやワークショップなどの手法により住民ニーズの把握に努め、学識経験者・関係団体・住民・町職員・町議会議員などが、各種会議でさまざまな知識や意見を出し合い、審議・検討を行いました。

審議・検討	総合計画策定委員会	町職員	庁内で、計画策定に関する調査研究、素案の検討、調整などを行いました。
	総合計画審議会	学識経験者、関係団体、公募住民	町長の諮問により、計画案の審議・答申を行いました。
	町議会	町議会議員	基本構想の審議及び議決を行いました。
住民ニーズの把握	アンケート	16歳以上の住民 3,000人	住民・中学生を対象にアンケート調査を行い、まちの魅力や課題、定住意向、施策ニーズなどの把握に努めました。
		町立中学校の2年生	
	ワークショップ	関係団体、公募住民	まちの魅力や課題、将来の姿などについて意見交換を行いました。
	パブリックコメント	住民	計画案を公表し、住民意見を募集しました。

### （4）計画の進捗管理

計画に基づく各種施策については、PDCAサイクルの考え方に基づき、適切に進捗管理を行っていきます。基本計画については、中間年に進捗状況の点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、社会経済情勢や行政需要などに大きな変化があった場合は、計画全体を見直すこととします。



アンケート調査報告書・調査票



ワークショップの様子

## 第2章 まちの現況と特性

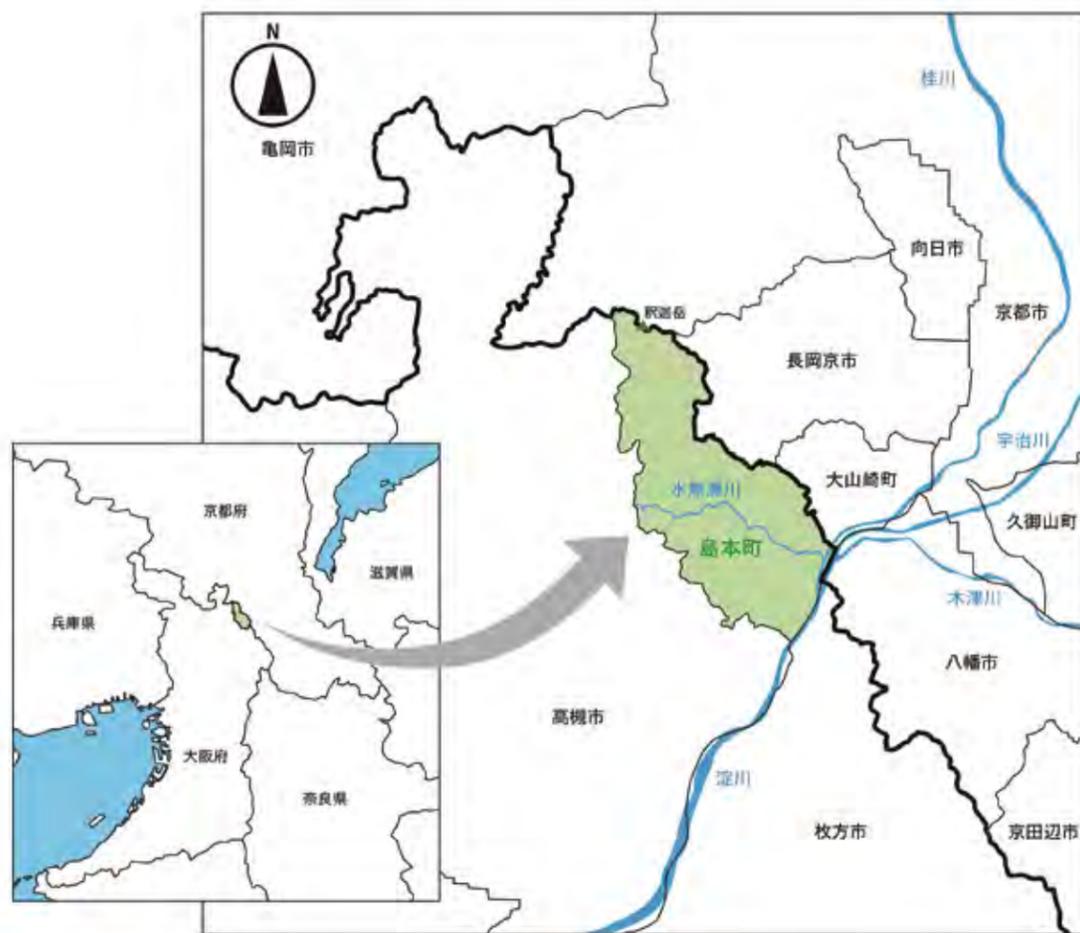
### 1 位置・立地

本町は、大阪府の北東部、京都府との府境に位置し、東は淀川を隔てて枚方市及び京都府八幡市と相対し、南及び西は高槻市と、北は京都府京都市・長岡京市・大山崎町に隣接しています。

町域は16.81 km<sup>2</sup>の面積を有し、東西約 3.3 km、南北約 8.9 kmと細長い形状で、北・中部に山岳丘陵地が広がり、南部の平坦地に市街地を形成しています。南東部では木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となり、その右岸側に位置しています。

風光明媚で豊かな自然を残しながらも、大阪市と京都市のほぼ中間に位置して交通の利便性が高いという立地条件から、良好な居住環境を形成しています。

#### 島本町の位置図



### 2 島本町のあゆみ

本町は、古くから水路(淀川)、陸路(西国街道)による交通の要衝として栄え、日本の歴史に大きな足跡を残してきました。

明治 22(1889)年の市制町村制の施行に伴い、大沢・尺代・山崎・東大寺・広瀬・桜井・高浜の7つの村が合併し、島本村が誕生しました。大正末期には、ウイスキー蒸溜所や紡績工場が建設され、鉄道沿線にある立地などから、大阪近郊の工業地として発展し、昭和15(1940)年に町制を施行しました。

戦後は、高度経済成長を背景として企業の進出や住宅開発が進み、大阪・京都間の近郊住宅地として発展してきました。昭和40年代から急速に人口増加が進み、その間、都市基盤の整備におわれ、昭和50年代に町財政は深刻な危機的状況に直面しました。昭和60年代には急速な都市化の波は鎮静化し、人口は横ばい傾向となりましたが、現在、大型マンションなどの大規模な住宅開発が進み、人口は再び増加しつつあります。

### 3 自然的条件

標高は、最低点が淀川で8.5m、最高点が北部の釈迦岳で 631.4m、高低差は約623mあります。地形は、北部が標高400m~600mの山地、中部が標高100m~250mの丘陵地で、町域の約7割を山岳丘陵地が占めており、淀川に面した南部は平坦地となっています。また、丘陵地から山地にかけては、天王山断層など2つの活断層の存在が明らかになっています。

気候は、瀬戸内海気候区の東端にあたるため温暖な気候帯にあたり、6月の梅雨期と9月の台風期に降水量が多く、冬期には降水量が少なくなります。

山間部の植生をみると、山地一帯にはコナラなどの雑木林が広く分布しており、人工林では山麓から山腹にかけて竹林が多くみられるほか、大沢・尺代周辺にはスギ・ヒノキが広く分布しています。山間部の樹木では、大阪府指定天然記念物となっている「大沢のすぎ」、「尺代のやまもも」、「若山神社のツブラジイ林」があり、若山神社の周辺は大阪府自然環境保全地域に指定されています。

本町の町域は、淀川水系の一級河川である清流「水無瀬川」の流域から成り立っており、町域北部の釈迦岳付近に源流を發した水無瀬川は、山間部を経て市街地を流れ、淀川に注いでいます。水無瀬川周辺は、住民のやすらぎと憩いの場として親しまれており、ホテルなど、動植物や水生生物もみられます。また、本町には、大阪府内で唯一、環境庁(現環境省)認定の「名水百選」に選ばれた「離宮の水」があります。この地下水は水無瀬川の伏流水で、水道水源や工業用水として広く利用されています。

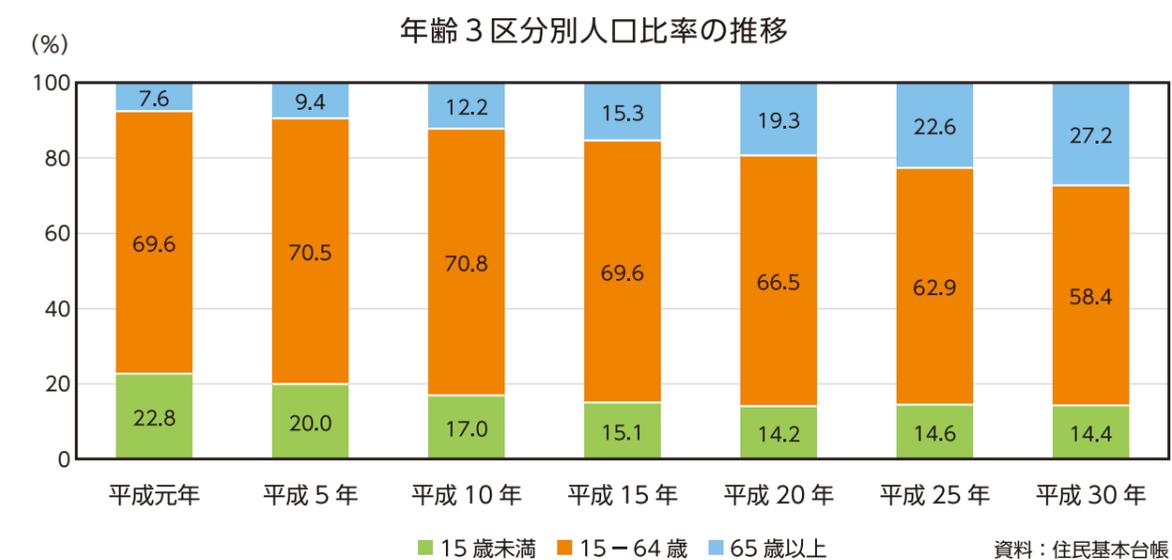
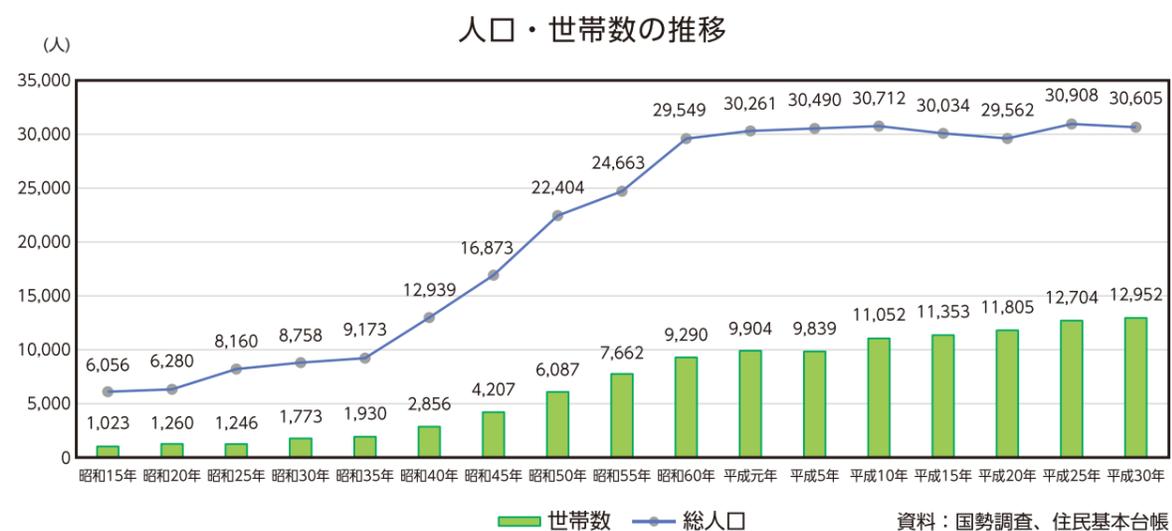
## 4 社会的条件

### (1) 人口

本町の人口は、町制施行時の昭和15(1940)年には6,056人でしたが、昭和40年代から昭和60年代にかけて住宅開発などにより急速に増加し、昭和62(1987)年に3万人に到達しました。平成以降は横ばい傾向が続き、平成15(2003)年に3万人を割り込みましたが、平成20(2008)年のJR島本駅開業を契機として大規模マンションなどの住宅開発が行われ、平成23(2011)年に再び3万人を超えました。

近年は、3万人台を維持しながら微減傾向が続いていましたが、現在、大型マンションなどの大規模な住宅開発が進んでおり、今後しばらくは人口増加が想定されます。

人口構造は大きく変化しており、高齢者(65歳以上)が急速に増加し、高齢化率も27%以上に上昇しています。一方、年少人口(14歳以下)及び生産年齢人口(15～64歳)はいずれも減少傾向にあります。



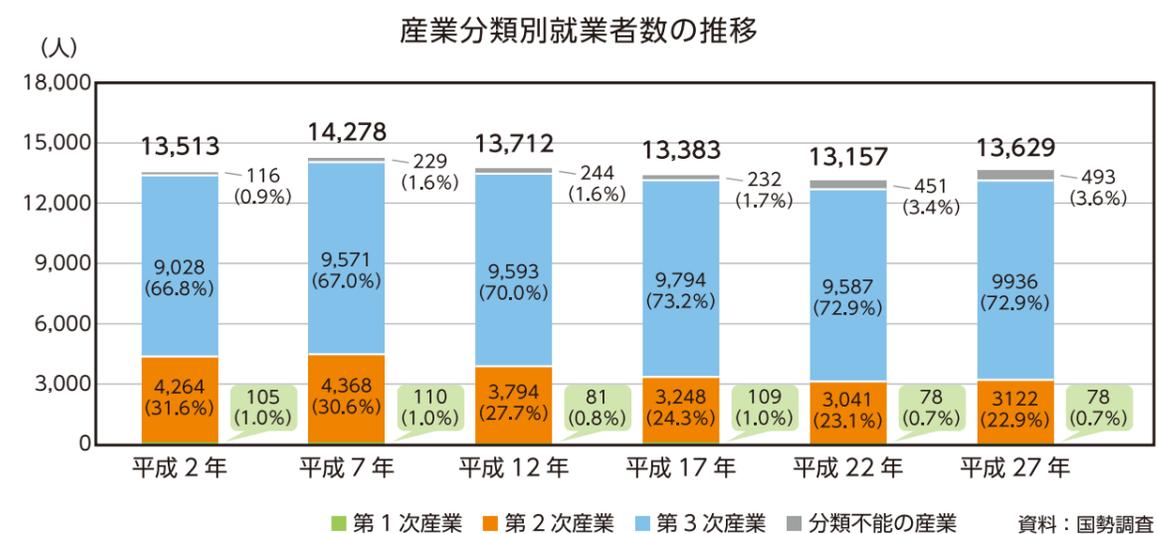
### (2) 就業状況・産業

住民の就業状況をみると、就業者数は平成7(1995)年以降減少していましたが、平成27(2015)年には増加しています。第1次・第2次産業の就業者は減少傾向にあり、

第3次産業の就業者は増加傾向にあります。通勤先については、約75%の住民が町外で就業し、大阪市・高槻市・京都市への通勤者が多くなっています。

町内の民間事業所数は、平成28(2016)年時点で616事業所、従業者は7,052人となっています。製造業、サービス業、医療・福祉、卸売・小売業の事業所の従業者が多く、これらの分野の従業者が全体の8割以上を占めています。

農業は、平成30(2018)年時点で兼業を含む農家数が141戸、耕地面積は約47ヘクタールで、農家数・耕地面積はいずれも減少傾向にあります。

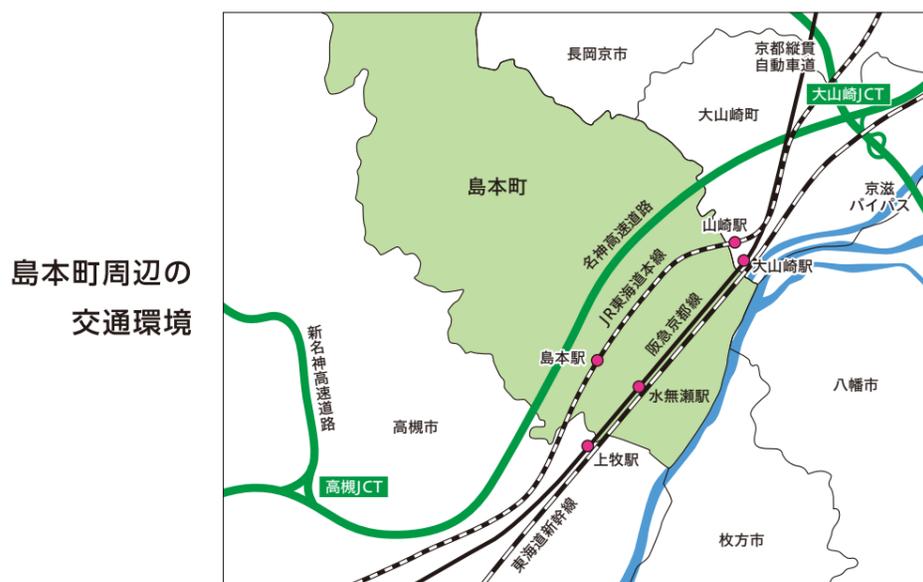


### (3) 交通環境

交通環境をみると、鉄道では、町内に阪急京都線の水無瀬駅とJR東海道本線の島本駅の2駅があるほか、近接する阪急上牧駅、阪急大山崎駅、JR山崎駅の3駅も利用可能で、通勤・通学などの交通利便性に恵まれた環境となっています。

バスは、阪急バスが阪急水無瀬駅・JR島本駅から若山台を結ぶ路線と、国道171号を走る路線を運行しています。また、町では高齢者や障害者などを対象に、町内を巡回する福祉ふれあいバスを運行しています。

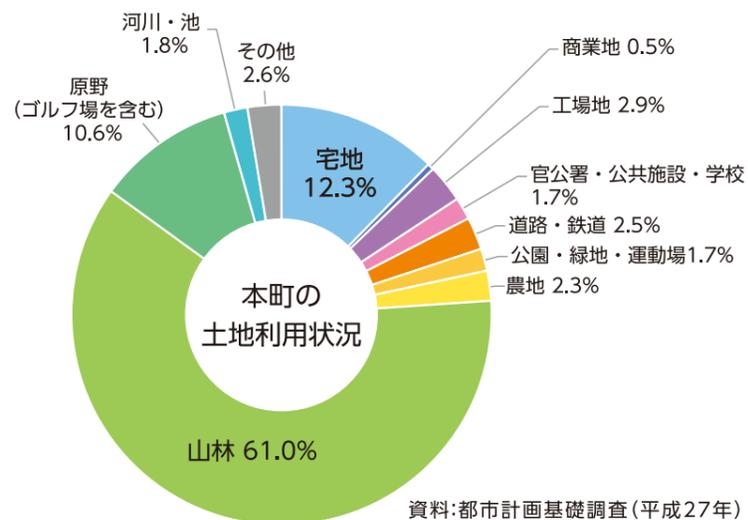
道路は、国道171号が淀川に面した平坦地を通り、丘陵部には名神高速道路が通っています。近隣には、名神・新名神高速道路と接続する高槻ジャンクション・インターチェンジと、名神高速道路・京滋バイパス・京都縦貫自動車道と接続する大山崎ジャンクション・インターチェンジがあります。



### (4) 土地利用

土地の利用状況では、山林及び原野（ゴルフ場を含む）の合計が7割以上を占め、次に宅地が1割強となっています。

町域の全域が都市計画区域で、約2割が市街化区域、約8割が市街化調整区域となっています。



### (5) 財政

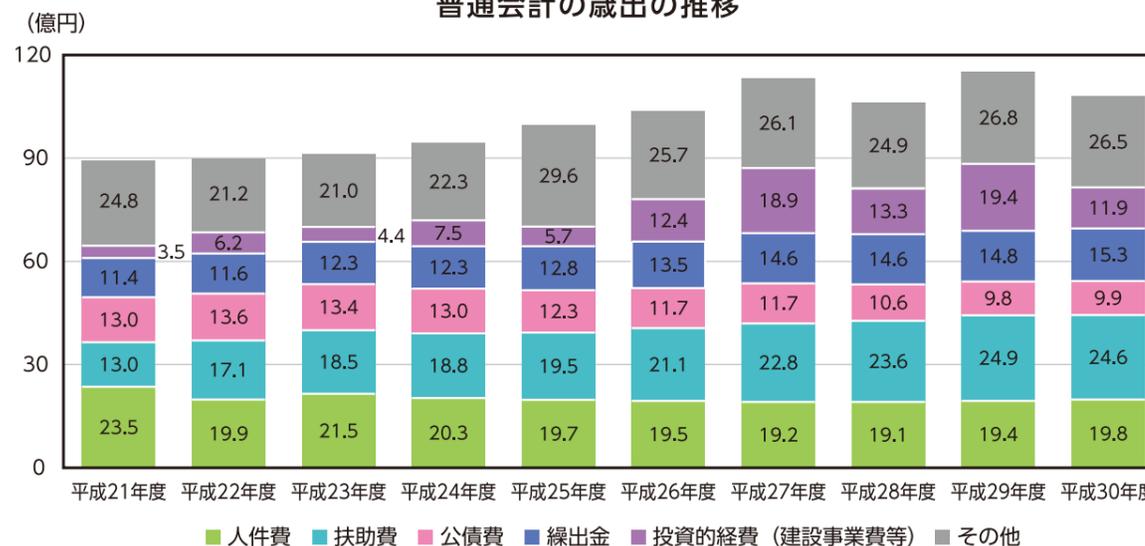
普通会計における歳入の状況をみると、自主財源の多くを占める町税収入は概ね横ばいで推移しています。また、歳出では、社会保障経費である扶助費（福祉サービス、保育サービス、児童手当、生活保護、医療費助成などの費用）が過去10年でほぼ倍増しています。

今後、高齢化と生産年齢人口の減少に伴い、町税収入は減少していくことが想定され、加えて、社会保障経費や公共施設の更新・改修費用などの増加が予測されます。

普通会計の歳入の推移



普通会計の歳出の推移



資料:事務事業成果報告書

## 5 住民の意向

### (1) アンケート調査結果

まちづくりの現状や課題、将来像などについて住民の意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

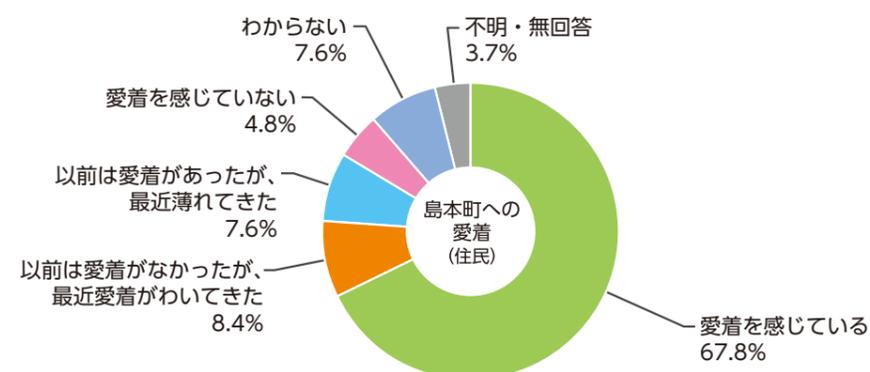
#### 調査実施概要

	住民アンケート調査	中学生アンケート調査
対象者	本町在住の16歳以上の男女3,000人	町立中学校の2年生258人
調査期間	平成30年8月10日～8月31日	平成30年8月27日～8月31日
回収数	1,615人	254人
回収率	53.8%	98.4%

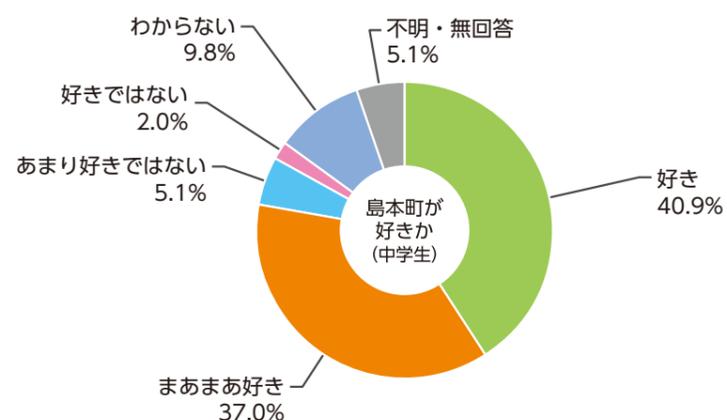
#### 1 島本町への愛着度や定住意向

住民の約76%が島本町への愛着を感じています（「最近愛着がわいてきた」を含む）。また、中学生についても、約78%が島本町が好きと回答しています（「好き」と「まあまあ好き」の合算）。

##### 【島本町への愛着（住民アンケート調査）】

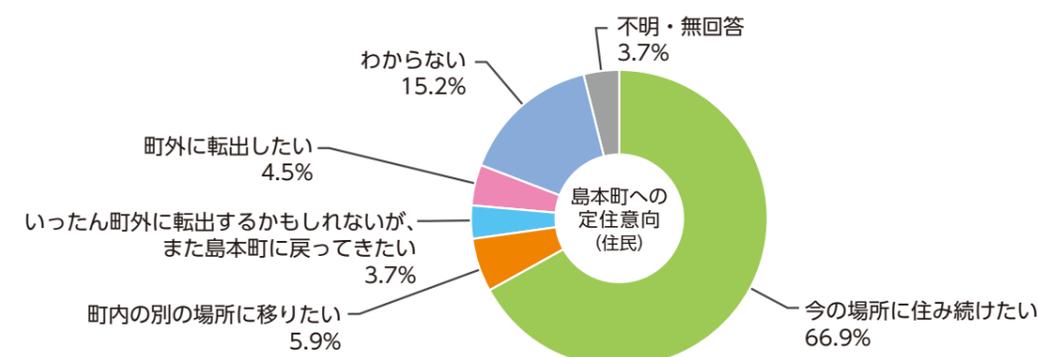


##### 【島本町が好きか（中学生アンケート調査）】

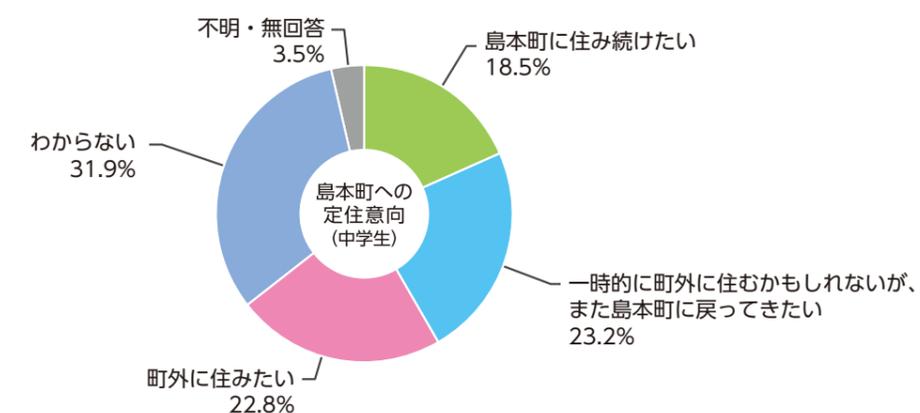


住民の約67%が「今の場所に住み続けたい」と回答しており、「町内の別の場所に移りたい」「また戻ってきたい」を含めると、全体の約77%が定住意向をもっていることが伺えます。中学生では、約19%が「住み続けたい」、約23%が「また戻ってきたい」と回答しており、定住意向は全体の約42%となっています。

##### 【島本町への定住意向（住民アンケート調査）】



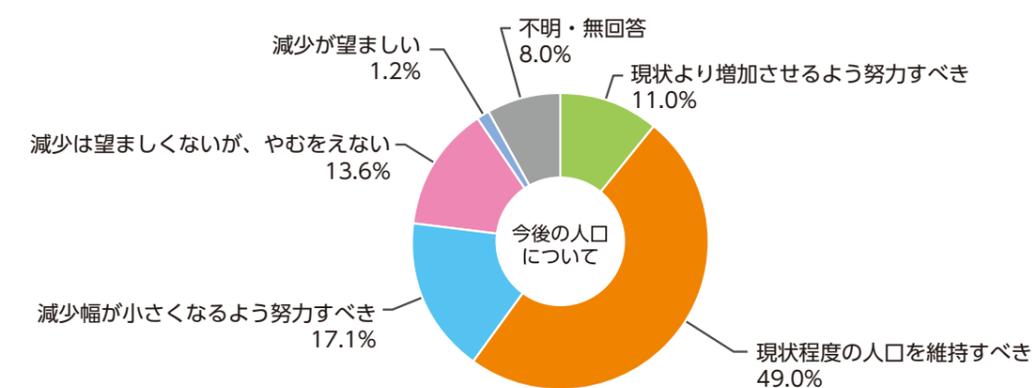
##### 【島本町への定住意向（中学生アンケート調査）】



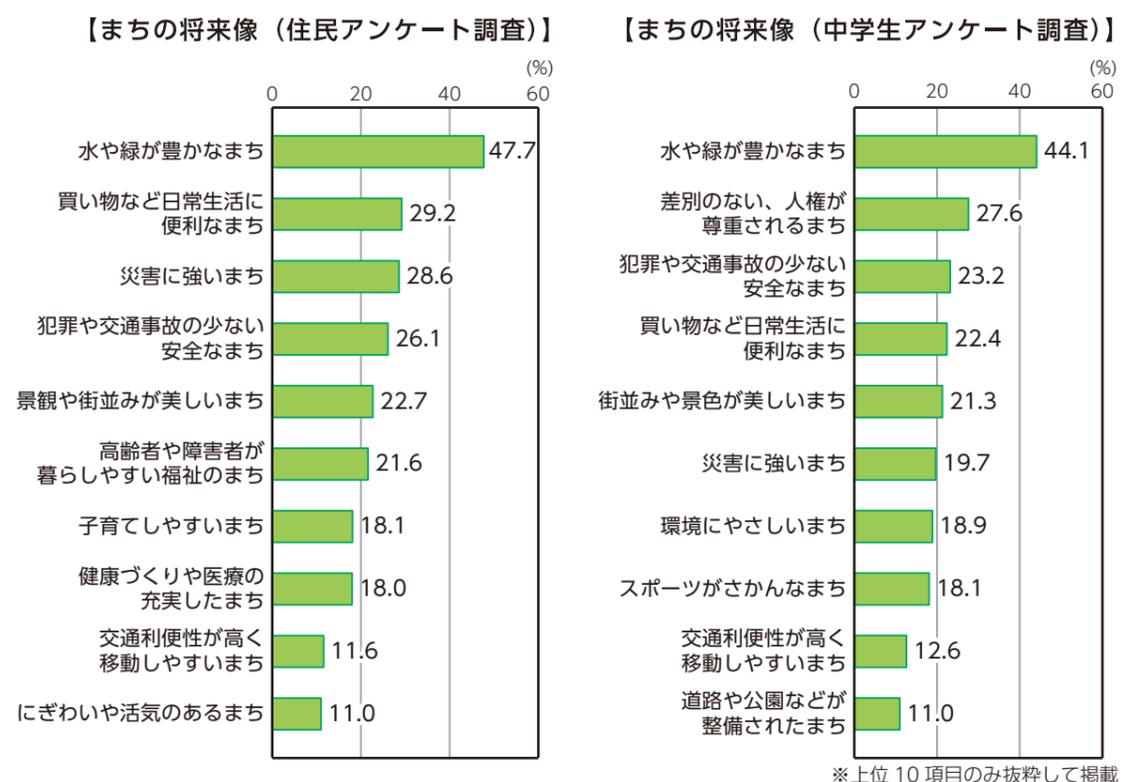
#### 2 島本町の将来について

将来の人口規模については、「現状程度の人口を維持すべき」との回答が約半数となっています。また、減少の抑制に向けた努力を望む回答が約17%、人口増加に向けた努力を望む回答が11%となっています。

##### 【今後の人口について（住民アンケート調査）】

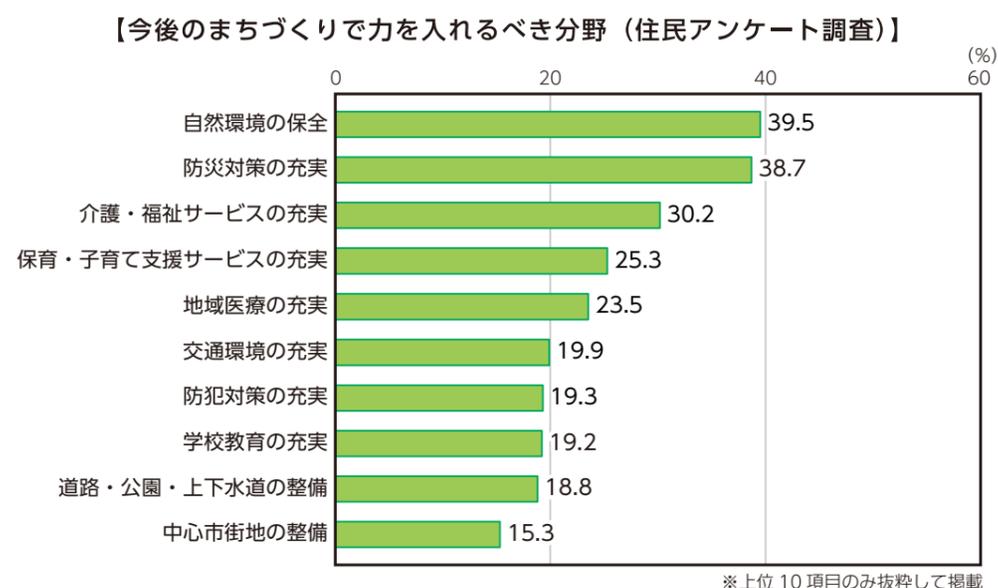


まちの将来像については、住民・中学生ともに「水や緑が豊かなまち」が最も多くなっています。また、生活利便性や安全・安心を望む回答も多く、中学生では、人権尊重を望む回答も多くなっています。



### 3 今後力を入れるべき分野について

今後のまちづくりで力を入れるべき分野として、「自然環境の保全」と「防災対策の充実」が多くなっています。また、介護・福祉、子育て、医療などへの注力を求める回答も多くみられます。



## (2) ワークショップでのご意見

アンケート調査による住民意向の把握に加え、初めての試みとして、少人数グループによる「将来のまちの姿を考えるワークショップ」を開催しました。

参加者	・町内の関係団体から推薦を受けた方…10名 ・公募による住民の方…6名
開催日	第1回：平成30年11月11日 第2回：平成30年11月17日

3つのグループに分かれ、まちの魅力や課題、将来の姿などについて話し合い、「自然環境」、「安全・安心」、「子育て」、「住民参画」などの分野への取組を望む意見が多く出されました。

### 島本町の「魅力と課題」に関する主なご意見

魅力	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな自然（水と緑など）</li> <li>● 田畑がある</li> <li>● 人が優しい</li> <li>● 人とのつながり（コミュニケーション）</li> <li>● 地域活動やボランティア活動がさかん</li> <li>● 个性的なお店がある</li> <li>● 交通の便がよい</li> <li>● 治安がよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然が開発により失われていく懸念がある</li> <li>● 子育て環境（遊び場・施設など）</li> <li>● 空き家・空き店舗対策</li> <li>● 住民間の交流</li> <li>● まちの魅力・資源を生かしきれていない</li> <li>● 道路・交通環境、町内の移動手段</li> <li>● 人口増への対応、マンションが増えている</li> <li>● 高齢化への対応</li> </ul>

### 島本町の「将来像」に関する主なご意見

<p><b>自然環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境の保全、今あるものを残していく</li> <li>● 自然を残すだけでなく、積極的に活用</li> <li>● 田畑の緑がひろがるまち</li> <li>● 都市農業ができるまち、地産地消の推進</li> <li>● 自然環境を生かした景観づくり</li> <li>● 自然と人が共存して生活する</li> </ul>	<p><b>子育て</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て世代にやさしいまち</li> <li>● のびのびと子育てができる環境・施設がある</li> <li>● 子どもたちが元気に遊び、学べるまち</li> </ul>
<p><b>安全・安心</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災についてしっかり考えられたまち</li> <li>● 災害時に助け合えるまち</li> <li>● 治安がよいまち</li> <li>● 子ども・高齢者・障害者など、みんなが安心して暮らせるまち</li> </ul>	<p><b>まちのにぎわい</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● にぎわいと活気のあるまち（商店街、観光など）（若い人達の積極的な参加が重要）</li> </ul>
<p><b>人とのつながり・コミュニティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民同士のつながりがあり、助け合えるまち</li> <li>● 子育て世代も高齢者も住みやすいまち</li> </ul>	<p><b>住民と行政</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の思いを行政が実現していく</li> <li>● 住民意見が反映される風通しのよいまち</li> <li>● 住民の意見を言える場・仕組みがあること</li> </ul>

## 第3章 社会的潮流とまちづくりの課題

### 1 人口減少社会への対応と地方創生

わが国の総人口は、平成20(2008)年をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、総人口は今後も減少し続け、令和35(2053)年には1億人を下回るとされています。出生数は減少し続ける一方、令和7(2025)年には団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)に達するなど、少子高齢化による人口構造の変化が見込まれています。

人口減少や高齢化の進行により、労働力や地域活動の担い手の不足、消費・経済規模の縮小、社会保障経費の増大、税収の減少などが生じ、行政運営だけでなく、経済、生活、地域コミュニティなど、社会全体にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されています。

国においては、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図ることで、将来にわたって活力ある社会を維持することをめざし、平成26(2014)年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人の流れや仕事を生み、地域の課題を解決してまちに活力を取り戻す「地方創生」の取組が進められています。

また、平成27(2015)年に国連で採択され、経済・社会・環境にかかわる諸課題の解決に総合的に取り組むことで持続的な発展をめざす国際目標「SDGs」(持続可能な開発目標)の実現に向けた取組も、地方創生などと連携しながら、国や地方自治体、企業などで進められています。

#### ■ 本町の主な課題

##### ● 高齢化への対応

高齢化の進行に伴い、介護・福祉・医療サービスの需要が増加しており、これらのサービスにかかる経費・人材などの確保が課題となっています。また、高齢者が健康で安心して暮らし、就労や地域活動などで活躍するための取組も求められています。

##### ● まちの魅力向上と活力維持

本町においても、高齢化の進行や将来の人口減少を見据え、産業・観光の振興、歴史文化遺産の活用、交通環境の充実、中心市街地の活性化、空き家対策など、まちの利便性と魅力の向上、にぎわいの創出を図り、地域の活力を維持していくための取組を進める必要があります。



### 2 子どもの育ちと学びへの支援

近年、共働き世帯の増加などにより、保育ニーズが高まっています。その一方で、保育の受け皿が全国的に不足し、保育所などの待機児童問題が顕著になっています。

国においては、幼児教育・保育・地域の子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」を平成27(2015)年度から開始しているほか、待機児童対策、保育・幼児教育・高等教育の無償化、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策、仕事と子育ての両立支援など、安心して子どもを生み育てるための環境づくりが進められています。また、今後の社会の変化に対応し、子どもたちが自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して行動する「生きる力」を育むことに主眼を置いた新学習指導要領が、令和2(2020)年度から順次実施されます。

#### ■ 本町の主な課題

##### ● 子育て・教育環境の充実

本町においても、住宅開発や共働き世帯の増加により、近年急速に保育ニーズが高まっており、保育施設の整備や保育士確保など、待機児童の解消に向けた取組が大きな課題となっています。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、学び、成長できるよう、保育・学童保育などの子育て支援のほか、幼児教育・学校教育の充実、虐待防止や貧困問題への対応、子どもの居場所や遊び場の確保など、総合的な子育て・教育環境の充実が求められています。

### 3 安全・安心への意識の高まり

近年、地震や台風、集中豪雨など、大規模な自然災害が全国で頻発しており、防災・減災への意識が高まっています。国においては、「国土強靱化」を掲げ、国土や経済、暮らしが災害などにより致命的な損傷を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを備えた社会の仕組みづくりが進められています。

また、子どもや高齢者を狙った犯罪の発生、感染症の流行、交通事故など、さまざまな分野における危険への意識が高まっており、危機管理体制の充実と、犯罪や事故のない安全な社会づくりが求められています。

#### ■ 本町の主な課題

##### ● 安全・安心の確保

本町においても、耐震化や水害・浸水対策など災害に強いまちづくりに取り組むとともに、災害時の情報伝達・避難・支援・復旧などを円滑に行うための体制整備を進め、地域の防災力を高めていくことが求められています。

また、消防・救急、防犯、交通安全、消費者保護など、さまざまな分野において、住民の安全を守り、安心して暮らし続けるための取組を進めていく必要があります。

## 4 環境の保全、自然との調和

地球温暖化や生態系の破壊など、地球規模で環境問題が深刻化しています。持続可能な社会の実現に向け、資源の再利用・再資源化や廃棄物の減量を進める循環型社会の構築や、限りある自然環境を保全し、自然と共生する社会の構築など、次世代に良好な環境を引き継ぐための取組が求められています。

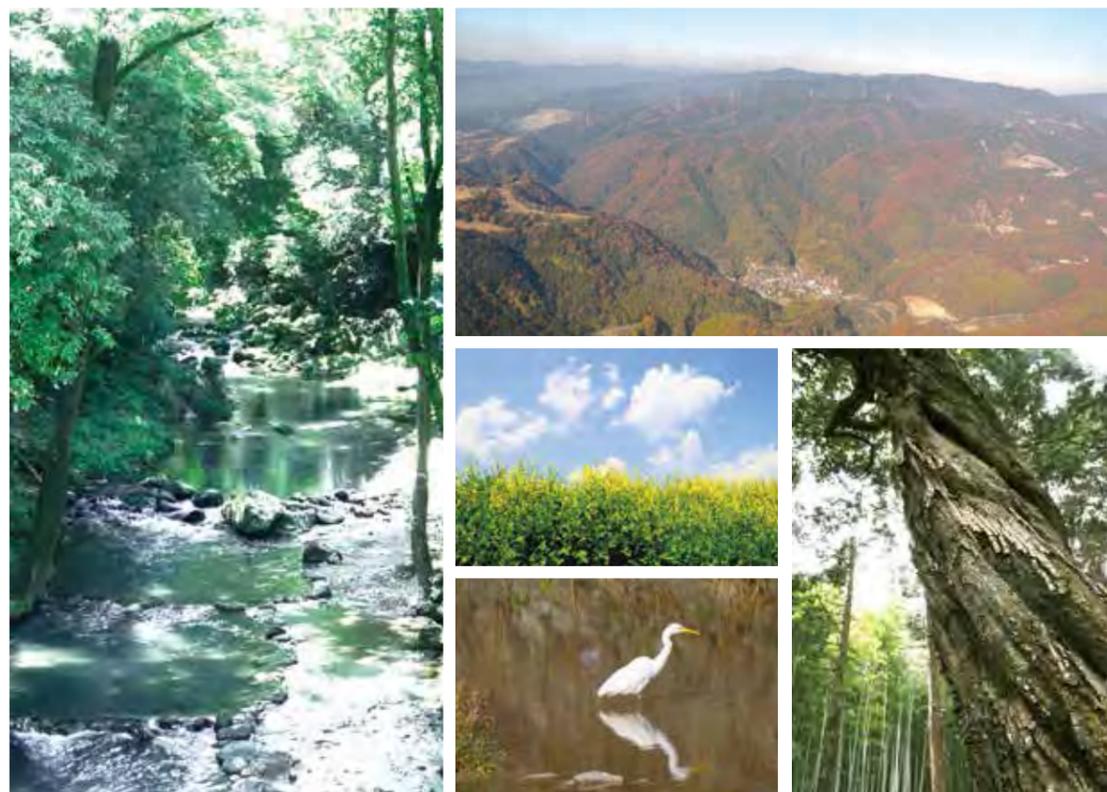
### ■ 本町の主な課題

#### ● 循環型社会の構築

住民・事業者・行政などの主体それぞれが環境や資源に対する意識を高め、ごみの減量や資源のリサイクル、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用など、限りある資源を有効に活用し、環境負荷の少ない社会を構築していくことが求められています。

#### ● 自然環境の保全と活用、自然と調和したまちづくり

町内の森林については、地下水のかん養や土砂流出防止などの多面的な機能を有していますが、整備の担い手不足、台風による風倒木被害、竹林の拡大などの課題があります。また、農地についても、担い手の高齢化や後継者不足、遊休化などの課題を抱えており、担い手の確保や多面的な活用などが求められています。森林や河川、地下水、農地などを適切に保全・活用するとともに、生物多様性の保全を図るなど、都市機能と自然や景観のバランスがとれた、快適に暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。



水無瀬川（山吹渓谷）

若山神社のツブラジイ林

## 5 人権と多様性を尊重し、共生・協働する社会

さまざまな価値観をもつ人々の人権や多様性を尊重し、すべての人が参画し、能力を発揮することができる社会づくりが求められています。国においては、差別の解消や女性の活躍などに向けた法整備を行うとともに、多様な主体が参画し、つながることで、暮らし・生きがい・地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

地域コミュニティでは、高齢化や意識の変化、ライフスタイルの多様化などを背景として、つながりが希薄化し、自治機能の低下が懸念されています。一方で、災害時などにおける地域のつながりや支え合いの大切さが再認識されています。

このような中で、行政と住民、団体、事業者などの協働による取組を強化し、それぞれが役割分担しながら、地域の課題解決に向け取り組んでいくことが重要となっています。

### ■ 本町の主な課題

#### ● 人権と多様性の尊重、地域共生社会の構築

人権尊重・差別解消の意識を共有し、性別・年齢・障害の有無・国籍・価値観などの違いにかかわらず、誰もが地域の一員として尊重され、認め合い、支え合いながら、共に生きていく地域づくりが求められています。

#### ● コミュニティの活性化

本町においても自治会加入率は低下傾向にあり、地域コミュニティにおける自治機能の維持・充実と、地域活動の活性化が求められています。

#### ● 住民参画と協働によるまちづくり

さまざまな分野において、地域住民や団体、事業者など多様な主体が参画し、連携・協働によるまちづくりを進めることが求められています。

## 6 高度情報化の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発達と、情報通信機器の普及・多様化により、人々の生活、経済活動、サービス、社会の仕組みなどが大きく変化しています。近年は、自動車や家電などあらゆるモノがインターネットにつながるIoTや、AI（人工知能）などの活用が目立っています。

一方で、インターネットを悪用した犯罪の増加や、情報の漏えい、情報モラルの低下、情報にアクセスできる人とできない人の情報格差などの問題も指摘されています。

### ■ 本町の主な課題

#### ● 情報通信技術の活用

本町においても、ICTの活用により、住民サービスの向上や業務の効率化を図っていくことが期待されています。併せて、情報セキュリティの確保、情報教育、情報格差への対応などが求められています。

## 7 持続可能な行財政運営

地方分権の進展により、地方自治体の役割と権限は拡大し、自らの責任と判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえて、主体性のあるまちづくりを進めることが求められています。一方で、人口減少・高齢化に伴う税収の減少や社会保障経費の増大のほか、公共施設の老朽化対策などにより、地方自治体の財政状況の悪化が懸念されています。

そのような状況の中、行政サービスを持続的に提供していくために、より効率的・効果的な行財政運営が求められており、行財政改革や自治体間の連携などを進め、限られた資源を有効に活用する取組が必要となっています。

### ■ 本町の主な課題

#### ● 行財政改革の推進

限られた財源や人員を有効に活用し、持続的に住民サービスを提供していくため、組織・業務の見直しや効率化、財源確保、経費節減、人材育成などの取組を着実に進め、より効率的・効果的な行財政運営を行っていく必要があります。

#### ● 公共施設・インフラの老朽化への対応

公共施設、道路・水道などのインフラの老朽化に伴い、今後、改修や更新にかかる費用が大幅に増加していくことが予測されます。このため、計画的な維持保全による長寿命化、施設の再編や多機能化、管理運営の効率化などの取組を進めていく必要があります。

#### ● 広域連携の推進

本町が抱える課題の解決や、新たな行政需要への対応、住民サービスの向上や効率化を図るため、幅広い分野で、自治体間の連携・協力を積極的に進める必要があります。



# 第1部

## 基本構想

第1章 まちの将来像

第2章 まちづくりの基本方針

# 第1部 基本構想

## 第1章 まちの将来像

### 1 基本理念と将来像

#### （1）まちづくりの基本理念

本町では、昭和57(1982)年に「島本町民憲章」を制定しました。また、平成22(2010)年には、本町のまちづくりの最高規範として、住民参画・協働に関する基本事項などを定めた「島本町まちづくり基本条例」を制定しています。「まちづくり基本条例」では、「町民憲章」も踏まえて、次のような理念を示しています。(一部抜粋・要約)

- 先人がたゆまぬ努力で築き、守り、育んできた豊かな自然環境と歴史、文化、産業をさらに調和させ、これからも住み続けたいと思える魅力的なまちとして、次世代に引き継ぐ。
- 平和を願い、互いに助け合い、一人ひとりの命の尊さと人間の尊厳を認識し、すべての人々の人権を尊重しながら、町民憲章に記す「自然は大地をつくり、人間はまちをつくる、まちは住む人々の参加によって、より住みよいまちへと発展する」との理念に沿って、自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまちの実現をめざす。

本計画においても、「町民憲章」及び「まちづくり基本条例」の理念に基づき、総合的なまちづくりを推進していきます。

#### （2）まちの将来像

前掲の理念を踏まえ、まちの将来像及びまちづくりの合言葉を次のとおり定めます。

**自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち**  
～ いきいき・ふれあい・やさしい島本 ～

この将来像及び合言葉は、平成5(1993)年に策定した「第二次総合計画」から続くものですが、「自然との調和」、「個性と活力」、「人間尊重」は、自然環境と都市環境が調和した住みよい活力のあるまち、誰もが尊重され、安心して暮らし、いきいきと活躍できる地域社会をめざす本町のまちづくりのキーワードとして、現在においてもその重要性を失っていません。

本計画においても、引き続き、この将来像及び合言葉を継承し、本町の特色を生かし、住民・事業者・行政などが互いに力を合わせ、人々がいきいきと活動し、人と人、人と自然がふれあい、やさしい思いやりが満ちあふれた「島本」を築いていきます。

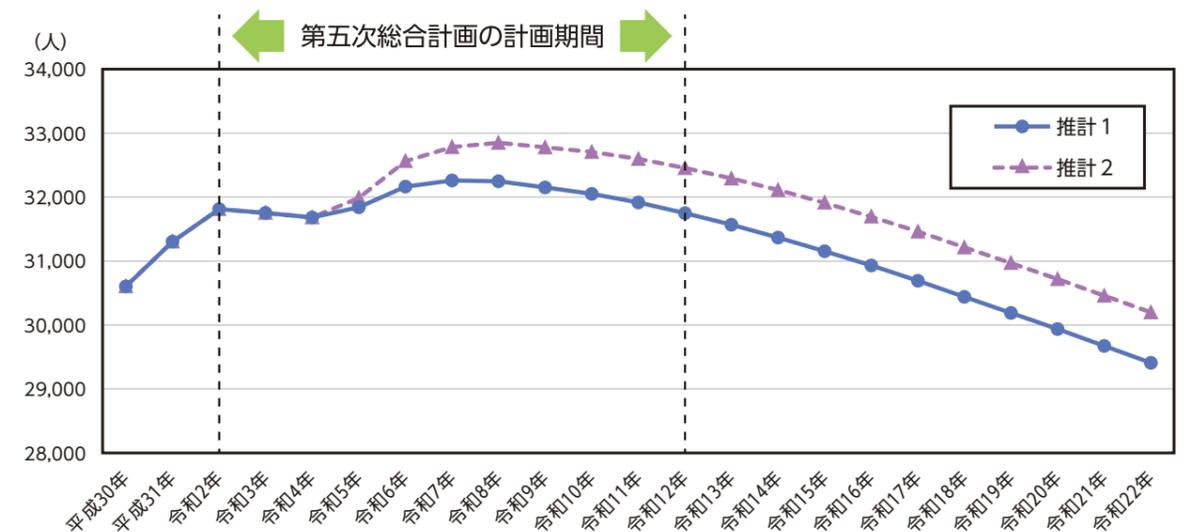
## 2 将来人口

本計画の策定にあたっては、近年の自然増減・社会増減の傾向を踏まえた推計に、今後の住宅開発の想定を加味して2パターンの人口推計を行っており、計画期間においては、概ねこの範囲内での人口推移を想定します。

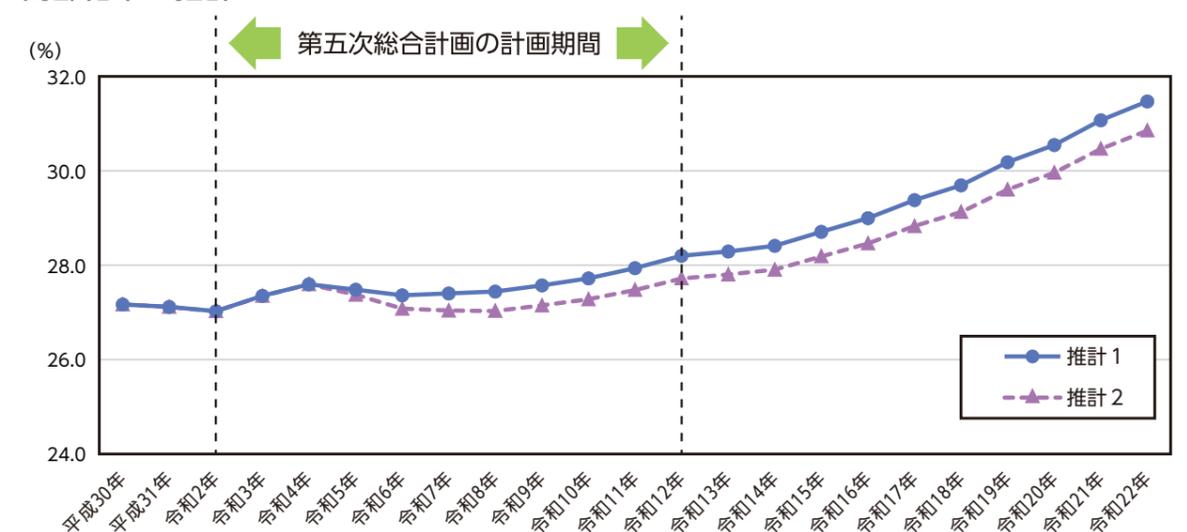
本町の人口は、現在、住宅開発により増加しています。人口の増加傾向はしばらく続き、計画期間の後半から緩やかに減少していくことが予測されます。一方、高齢者(65歳以上)の人口は今後も増加が続き、高齢化率は人口増加時期には比較的抑えられ、計画期間の後半から緩やかに上昇していくことが予測されます。

今後の人口推移を踏まえ、住宅開発に伴う子育て世代・子どもの増加、高齢化のさらなる進行に適切に対応し、サービスの確保やまちの活力維持を図りながら、子どもから高齢者まで誰もが住みやすいまちづくりを進めていくことが必要です。

### 総人口の推計



### 高齢化率の推計



※今後の住宅開発規模を1,500人程度(推計1)から2,500人程度(推計2)と想定(数値は各年4月時点)

### 3 土地利用と都市構造

#### (1) 全町的な土地利用の方針

- 自然や歴史・文化、交通利便性などの本町の特性を生かし、都市環境と自然環境の調和のとれた緑豊かな都市空間を形成していくことを基本に、快適性・利便性・安全性の向上とまちの活力維持、持続可能な地域づくりをめざして、適切な土地利用を促進していきます。
- 市街化区域については、無秩序な拡大を抑制しつつ、中心市街地の整備と既成市街地の活性化、自然・景観と調和した快適な住環境の形成、都市農地の保全・活用、安全で便利な交通環境の充実、防災機能の充実などに取り組み、住宅、商業・産業施設、公共施設などがバランスよく配置されたコンパクトな都市構造の形成を図っていきます。
- 市街化調整区域については、開発を抑制し、森林や河川、農地などの保全・活用を図ることを基本に、自然に親しみふれあう空間としての活用や、防災対策などを進めます。また、区域内の既存集落及び既成市街地の住環境や生活利便性の維持・向上、コミュニティの維持・活性化に努めます。

#### (2) ゾーン別の土地利用の方向

中心市街地ゾーン	● 阪急水無瀬駅とJR島本駅の周辺及び両駅を結ぶ沿道については、商業・サービス機能その他の公共的機能の充実を図り、まちの中心・玄関にふさわしい都市機能と魅力、にぎわいのある中心市街地の形成をめざします。
産業・公共ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場・研究所などの産業施設が集積する地区においては、既存産業の振興や新たな企業立地の促進を図るとともに、周辺住宅地との調和・共存を図るため、環境保全・景観形成・緑化などの取組を促進します。</li> <li>● 国道171号沿道については、企業などのほか、住民の利便性や都市魅力の向上を図るための商業・サービス機能の立地を促進します。</li> <li>● 役場周辺については、庁舎・ふれあいセンターなどの公共サービス機能の維持・充実を図ります。</li> </ul>
住居ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地の大部分を占める住宅地では、都市基盤の整備をはじめ、交通環境・防災機能などの充実を図るとともに、自然や都市農地と調和した景観形成など、良好な居住環境の形成をめざします。</li> <li>● 高齢化や人口減少が進んでいる地区では、空き家対策やコミュニティ活動への支援などにより活性化を図り、安心して住み続けられる環境づくりに努めます。</li> </ul>
環境調和ゾーン	● 市街地に近接する既存集落及びその周辺の山林・農地については、農地の保全と活用を促進するとともに、既存集落の住環境や生活利便性の維持・向上、コミュニティの維持・活性化に努めます。
環境保全ゾーン(森林)	● 山間部の森林空間については、自然環境・景観・生物生息空間の保全を図るとともに、自然に親しみふれあう空間やスポーツ・レクリエーションの場として活用します。また、地下水のかん養や防災対策などのため森林整備を進めるほか、既存集落の生活機能の維持に努めます。
環境保全ゾーン(水辺)	● 水無瀬川・淀川の水辺空間については、自然環境・景観・生物生息空間の保全を図るとともに、自然に親しみふれあう空間やスポーツ・レクリエーションの場として活用します。また、防災対策のため、河川の治水機能の維持・充実に努めます。

#### 土地利用ゾーンのイメージ



## 第2章 まちづくりの基本方針

将来像の実現に向け、次のまちづくりの基本方針に基づき、住民や事業者などの参画と協働のもと、各分野の整合・連携を図りながら、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていきます。

### 1 思いやりとふれあいのまちづくり

平和と人権を尊重し、性別や年齢、国籍、障害の有無、価値観の違いなどにかかわらず、互いに認め合いながら、住民・事業者・団体など多様な主体が参画し、連携・協働する地域づくり・まちづくりを進めます。また、コミュニティや地域活動の活性化を図り、住民間や国内外の人々との交流の促進などに取り組むことで、やさしい思いやりで満ちあふれ、つながりとふれあいのあるまちをめざします。

### 2 自然と調和した快適なまちづくり

森林や河川、地下水、農地などを保全・活用し、環境負荷の少ない地域社会づくりを進めながら、緑化など魅力ある都市景観づくりに取り組み、自然と調和した良好な住環境の形成を図ります。また、都市基盤や交通環境・防災機能の充実など、まちの快適性・利便性・安全性の向上に取り組むことで、快適で暮らしやすいまちをめざします。

### 3 安全・安心なまちづくり

自然災害に対する防災・減災対策、危機管理体制の強化をはじめ、消防・救急体制、防犯対策、交通安全対策などの充実に取り組むことで、災害に強く、火災や犯罪・事故が少なく、緊急時には迅速に対応できる、安全に安心して暮らせるまちをめざします。

### 4 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり

保健・医療・介護・福祉サービスの充実を図り、相談や支援が必要な人を支え、助け合う環境づくりを進めるとともに、地域全体で介護予防や健康づくりなど、健康寿命の延伸に取り組めます。また、生涯にわたって学び、スポーツを楽しむ環境づくりを進め、誰もが住み慣れた地域で自立して自分らしく生活し、生涯元気でいきいきと活躍できるまちをめざします。

### 5 子どもたちを健やかに育むまちづくり

保育・学童保育、子育て支援、幼児教育・学校教育などの充実を図り、妊娠・出産期から就学期まで切れ目のない支援を行うことで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。また、家庭・地域・学校などの連携のもと、子どもたちの健全な育成を地域全体で支え、子どもたちが育ちと学びの中で、豊かな人間性と学力・体力など、未来を切り拓くための「生きる力」を身につけ、夢や希望をもってたくましく成長できるまちをめざします。

### 6 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり

商工業・サービス業、都市農業や林業などの産業の振興、雇用・労働環境の充実を図るとともに、貴重な歴史文化遺産の保全と活用など、まちの歴史や文化・芸術に親しむ環境づくりを進め、自然・産業・歴史文化などの地域資源を生かした観光などのにぎわいづくりや、まちの魅力発信に取り組むことで、町内外の人々が魅力を感じ、暮らしたい、働きたい、訪れたいと思える、活力とにぎわいのあるまちをめざします。

### 7 持続可能なまちづくり

行財政改革、公共施設の適正管理、情報通信技術の活用、近隣自治体との連携、住民や事業者との協働などにより、組織や業務の効率化、サービスの向上などを図り、健全で安定した行財政運営に努めることで、各分野のまちづくりを総合的に推進し、将来にわたって、持続的に質の高い住民サービスを提供できるまちをめざします。



## 第2部

---

### 基本計画

---

第1章 思いやりとふれあいのまちづくり

第2章 自然と調和した快適なまちづくり

第3章 安全・安心なまちづくり

第4章 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり

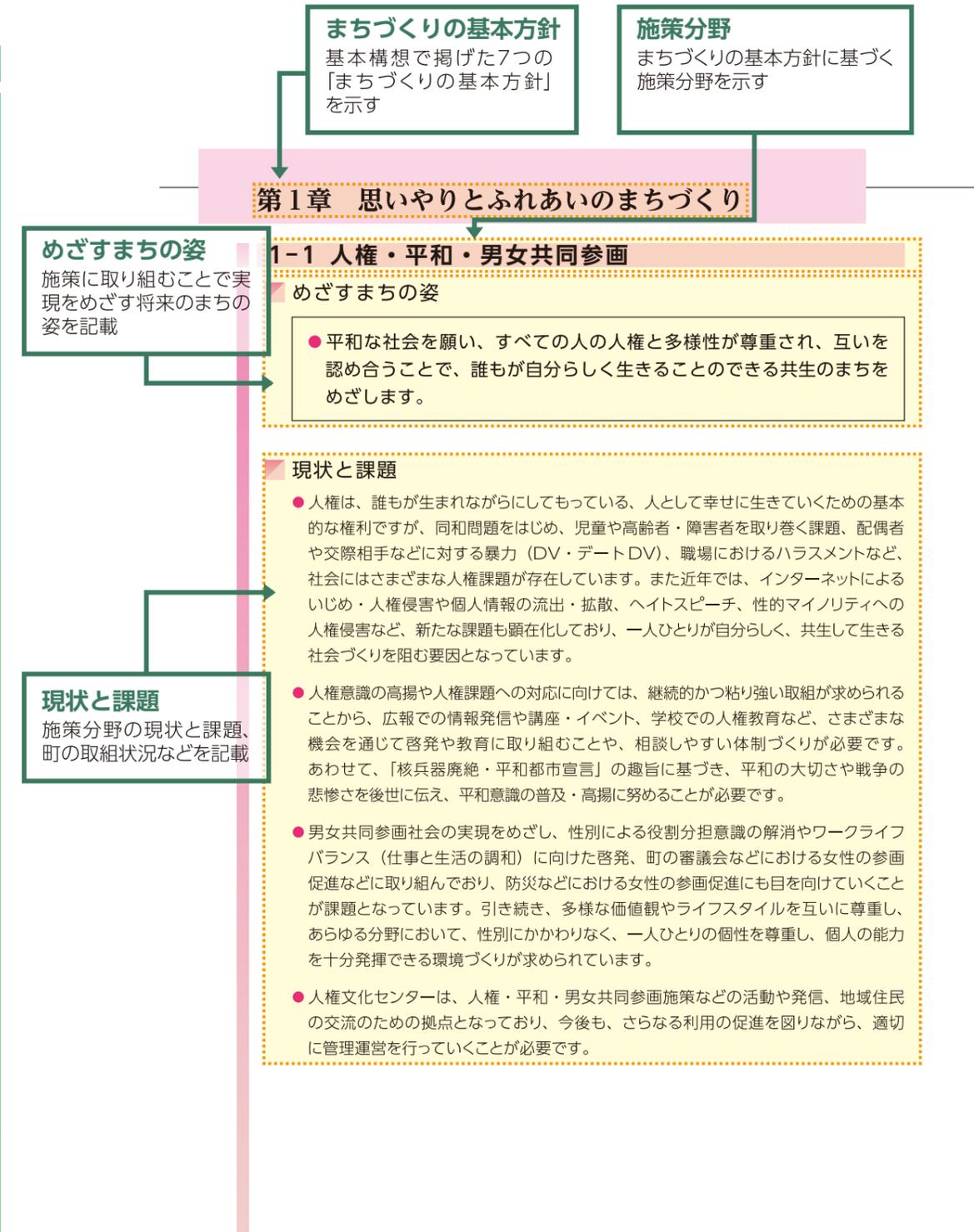
第5章 子どもたちを健やかに育むまちづくり

第6章 魅力と活力・にぎわいのあるまちづくり

第7章 持続可能なまちづくり

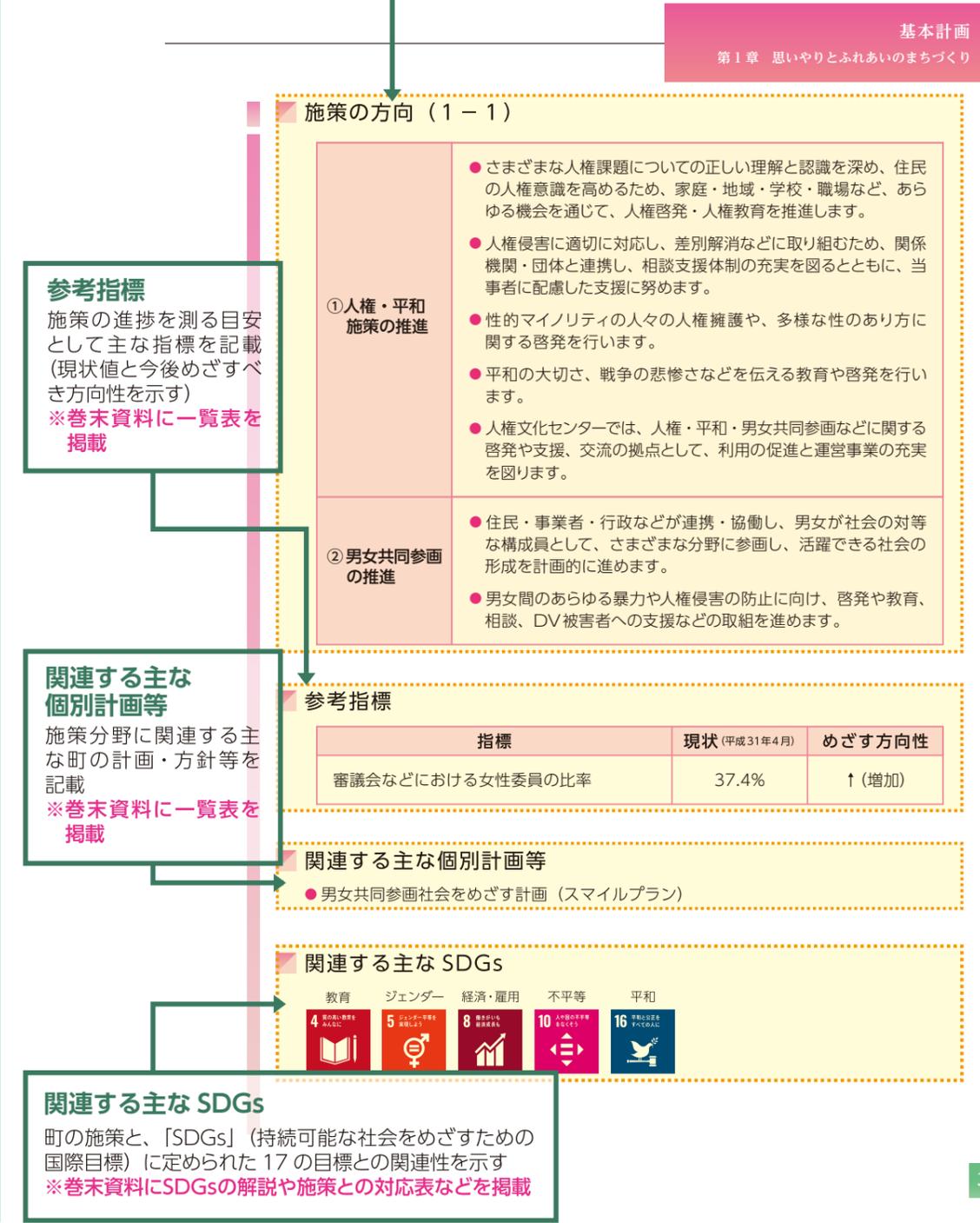
# 第2部 基本計画

## 基本計画の見方



## 施策の方向

めざすまちの姿を実現するために町が取り組む施策の基本方向を示す



## 施策体系

まちづくりの基本方針	施策分野	施策の方向
第1章 思いやりと ふれあいの まちづくり	1-1 人権・平和・男女共同参画	①人権・平和施策の推進 ②男女共同参画の推進
	1-2 参画・協働・情報共有	①参画・協働のまちづくりの推進 ②地域コミュニティ・住民活動への支援 ③広報・広聴の充実 ④行政情報の公開・共有と個人情報保護
	1-3 交流・多文化共生	①交流活動の促進 ②多文化共生の地域づくり
第2章 自然と調和した 快適なまちづくり	2-1 環境保全	①自然環境の保全・活用 ②環境負荷の軽減 ③環境学習・啓発の推進 ④ごみの減量・安定処理 ⑤環境衛生・美化の推進
	2-2 都市計画・住環境	①計画的な土地利用の推進 ②良好な住環境の形成 ③景観形成・緑化の推進
	2-3 都市基盤	①交通環境づくり ②計画的な道路整備と維持管理 ③公園の整備・維持管理 ④まちのバリアフリー化
	2-4 上下水道	①安全でおいしい水の安定供給 ②公共下水道事業の推進 ③上下水道事業の健全経営 ④計画的な施設の維持管理
	3-1 防災・危機管理	①危機管理体制の充実 ②防災力の強化 ③耐震化の推進 ④土砂災害・風水害・浸水対策の推進
第3章 安全・安心な まちづくり	3-2 消防・救急	①火災予防の推進 ②消防体制の強化 ③救急救助体制の充実
	3-3 交通安全・防犯・消費者保護	①交通安全対策の推進 ②防犯対策の推進 ③消費者保護の推進

まちづくりの基本方針	施策分野	施策の方向
第4章 支え合い、 生涯元気に暮らす まちづくり	4-1 健康・医療	①健康づくりの推進 ②保健サービスの推進 ③医療体制の充実 ④医療保険制度の安定運営
	4-2 地域福祉	①地域の見守り、助け合い、支え合いの充実 ②相談支援体制の強化 ③生活困窮者への支援 ④自殺予防対策の推進
	4-3 高齢者福祉	①地域包括ケアシステムの強化 ②介護予防の充実 ③介護・福祉サービスの充実 ④高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進 ⑤高齢者の権利擁護と安全確保
	4-4 障害者福祉	①相談・療育支援体制の充実 ②自立した地域生活への支援 ③障害者の権利擁護と安全確保
	4-5 生涯学習・スポーツ	①生涯学習・社会教育の推進 ②読書活動・図書館サービスの推進 ③スポーツ・レクリエーション活動の推進
第5章 子どもたちを 健やかに育む まちづくり	5-1 子ども・子育て支援	①切れ目のない支援体制の整備 ②母子保健の推進 ③子育て支援の推進 ④保育・幼児教育・学童保育の推進 ⑤ひとり親家庭への支援 ⑥子どもの権利擁護と安全確保 ⑦子どもの居場所・遊び場の確保 ⑧青少年の健全育成
	5-2 学校教育	①教育環境の充実 ②教育活動の充実 ③家庭・地域との連携
第6章 魅力と活力、 にぎわいのある まちづくり	6-1 産業・労働	①商工業の活性化 ②都市農業・林業の振興 ③雇用・労働環境の充実
	6-2 歴史・文化	①歴史文化資料館の活用 ②文化財の保護と調査研究 ③歴史文化遺産を活用した地域づくり ④文化芸術活動の振興
	6-3 観光・魅力発信	①観光振興とにぎわいづくりの推進 ②まちの魅力の創出・発信
第7章 持続可能な まちづくり	7-1 行財政運営	①健全な行財政運営 ②多様な主体との連携 ③公共施設の適正管理 ④情報化の推進 ⑤人材育成と組織基盤の強化

## 第1章 思いやりとふれあいのまちづくり

## 1-1 人権・平和・男女共同参画

## めざすまちの姿

- 平和な社会を願い、すべての人の人権と多様性が尊重され、互いを認め合うことで、誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちをめざします。

## 現状と課題

- 人権は、誰もが生まれながらにして持っている、人として幸せに生きていくための基本的な権利ですが、同和問題をはじめ、児童や高齢者・障害者を取り巻く課題、配偶者や交際相手などに対する暴力（DV・デートDV）、職場におけるハラスメントなど、社会にはさまざまな人権課題が存在しています。また近年では、インターネットによるいじめ・人権侵害や個人情報の流出・拡散、ヘイトスピーチ、性的マイノリティへの人権侵害など、新たな課題も顕在化しており、一人ひとりが自分らしく、共生して生きる社会づくりを阻む要因となっています。
- 人権意識の高揚や人権課題への対応に向けては、継続的かつ粘り強い取組が求められることから、広報での情報発信や講座・イベント、学校での人権教育など、さまざまな機会を通じて啓発や教育に取り組むことや、相談しやすい体制づくりが必要です。あわせて、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和の大切さや戦争の悲惨さを後世に伝え、平和意識の普及・高揚に努めることが必要です。
- 男女共同参画社会の実現をめざし、性別による役割分担意識の解消やワークライフバランス（仕事と生活の調和）に向けた啓発、町の審議会などにおける女性の参画促進などに取り組んでおり、防災などにおける女性の参画促進にも目を向けていくことが課題となっています。引き続き、多様な価値観やライフスタイルを互いに尊重し、あらゆる分野において、性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を充分発揮できる環境づくりが求められています。
- 人権文化センターは、人権・平和・男女共同参画施策などの活動や発信、地域住民の交流のための拠点となっており、今後も、さらなる利用の促進を図りながら、適切に管理運営を行っていくことが必要です。

## 施策の方向（1-1）

①人権・平和 施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● さまざまな人権課題についての正しい理解と認識を深め、住民の人権意識を高めるため、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる機会を通じて、人権啓発・人権教育を推進します。</li> <li>● 人権侵害に適切に対応し、差別解消などに取り組むため、関係機関・団体と連携し、相談支援体制の充実を図るとともに、当事者に配慮した支援に努めます。</li> <li>● 性的マイノリティの人々の人権擁護や、多様な性のあり方に関する啓発を行います。</li> <li>● 平和の大切さ、戦争の悲惨さなどを伝える教育や啓発を行います。</li> <li>● 人権文化センターでは、人権・平和・男女共同参画などに関する啓発や支援、交流の拠点として、利用の促進と運営事業の充実を図ります。</li> </ul>
②男女共同参画 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民・事業者・行政などが連携・協働し、男女が社会の対等な構成員として、さまざまな分野に参画し、活躍できる社会の形成を計画的に進めます。</li> <li>● 男女間のあらゆる暴力や人権侵害の防止に向け、啓発や教育、相談、DV被害者への支援などの取組を進めます。</li> </ul>

## 参考指標

指標	現状（平成31年4月）	めざす方向性
審議会などにおける女性委員の比率	37.4%	↑（増加）

## 関連する主な個別計画等

- 男女共同参画社会をめざす計画（スマイルプラン）

## 関連する主なSDGs



## 1-2 参画・協働・情報共有

### めざすまちの姿

- まちづくりについての情報が共有され、住民・事業者・団体など多様な主体が参画し、連携・協働してまちづくりや地域づくりに取り組むまちをめざします。

### 現状と課題

- 地方分権の進展などに伴い、地方自治体の役割と責任が拡大する中で、活力に満ちた住みよい地域社会の実現を図るために、住民・事業者・団体と行政がそれぞれの役割及び責務を果たしていく必要があります。また、住民のニーズや課題も多様で複雑なものとなっており、安全・安心に暮らせる地域社会を行政だけで実現することはますます難しくなっています。このような中で、町は、住民の参画に基づいてまちづくりを行い、自治の主役である住民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し、行政と協働し、公共性を重んじ、自らの行動に責任をもつことが求められています。
- 近年、自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化が課題となる一方で、災害時や子育てなどにおける助け合い、見守り、世代間交流など、地域コミュニティの役割が再認識され、住民・事業者・団体など多様な主体による地域活動の重要性が高まっています。このため、自治会の活性化を図るとともに、住民団体の公益活動などを支援し、多様な主体が連携・協働するまちづくりを進め、地域の課題解決や活力の維持・増進を図ることが必要です。
- 参画と協働のまちづくりを進めるためには、その基盤として、行政の透明性を高めるとともに、説明責任を果たし、住民にわかりやすく開かれた行政を構築することが重要です。そのためには、住民との情報の共有化を図るための広報活動や情報公開などの充実とともに、住民の声を的確に把握し、まちづくりに反映するための広聴活動の充実が必要です。
- スマートフォンなどの情報機器の普及により、情報の入手や共有のためにインターネットやSNSを利用する人が増えており、住民ニーズを的確にとらえ、時代に応じた情報提供手段を用いる必要があります。
- 開かれた町政の実現のために、住民などの知る権利を保障し、情報公開請求に迅速に対応するとともに、町が保有する個人情報の適正な管理と個人の権利利益の保護を行っています。

## 施策の方向（1-2）

① 参画・協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメント、審議会などにおける公募委員の参画、タウンミーティング、ワークショップなどを活用し、性別や年齢などのバランスに配慮しながら、町政への住民参画の機会を提供します。</li> <li>● 子育て・教育・安全・福祉・環境など、まちづくりのさまざまな分野において住民団体、NPO、ボランティアなどとの協働を進めます。</li> </ul>
② 地域コミュニティ・住民活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会などの自治組織をはじめ、住民団体やボランティアなどの活動を支援し、活発なコミュニティ活動が行われる環境づくりを進めます。</li> <li>● 地域コミュニティの担い手となる人材の発掘や育成を支援するとともに、さまざまな地域課題の解決を図るため、住民主体の公益活動を支援します。</li> <li>● 地域で活動する住民・事業者・団体に対し、情報提供などの支援を行うとともに、まちづくりにおける連携の強化や協働に努めます。</li> <li>● ボランティア情報の収集・提供やネットワークの構築に努め、住民が気軽にボランティア活動に参加できるよう環境整備を進めます。</li> </ul>
③ 広報・広聴の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌、ホームページをはじめ、SNSなど多様な媒体を効果的に活用し、各種施策やサービス・制度の周知など、情報発信の充実に努めます。</li> <li>● さまざまな手段や機会を通じて住民の声を幅広く把握し、住民ニーズを的確に捉え、施策展開やサービス向上に反映できるよう努めます。</li> <li>● 行政へのさまざまな相談や問合せ、要望などに対し、迅速かつ適切な対応に努めます。</li> </ul>
④ 行政情報の公開・共有と個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報公開制度を適正に運用し、行政情報の積極的な公開を推進します。</li> <li>● 会議の公開をはじめ、各種資料の情報コーナーへの設置、ホームページへの掲載などを行い、正確でわかりやすい情報の提供・共有に努めます。</li> <li>● 個人情報保護制度を適正に運用し、プライバシーの保護に努めます。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状	めざす方向性
自治会加入世帯数	8,381 世帯 (令和元年6月)	↑ (増加)
町ホームページのアクセス件数 (トップページへの月平均アクセス数)	20,332 件 (平成30年度)	↑ (増加)

### 関連する主な SDGs



## 1-3 交流・多文化共生

### めざすまちの姿

- 住民間や国内外の人々との交流が活発に行われ、多様な国・地域の人や文化などへの理解と受け入れが進んだまちをめざします。

### 現状と課題

- 国内外を問わず交流を活性化することは、住民の活動機会を創出するとともに、本町の情報発信や人の行き来も盛んになり、地域の活力に結びつくことや、災害時にはさまざまな協力体制につながるなど、多様な効果が期待されます。国際交流については、平成 29 (2017) 年にアメリカ合衆国ケンタッキー州のフランクフォート市と姉妹都市提携を締結しており、学校間や民間レベルでの交流が進められています。
- 国際化が進む中で、国境を越えて人・モノ・情報がさらに活発に移動するようになってきたことや、少子高齢化や労働環境の変化など日本の社会経済情勢の変化を背景に、新たに来日する外国人の増加、定住化が全国で進んでおり、さまざまな国の人々が互いの文化や価値観を認め合い、地域で共に生きていく「多文化共生社会」の構築が求められています。
- 国際感覚豊かな人材の育成を図るため、国際理解や多文化共生、コミュニケーション力向上のための教育や啓発、交流などの取組を進めていくことが必要です。
- 本町の外国人住民は増加傾向にあり、多言語での情報提供や日本語習得への支援などが必要です。



姉妹都市フランクフォート市の位置・風景

## 施策の方向 (1-3)

① 交流活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● より多くの住民が互いに交流を図るとともに、さまざまな分野において国内外の人々と交流を深めることができるよう、イベントの開催支援や情報提供などの環境づくりを進めます。</li> <li>● 姉妹都市との交流を中心に国際交流を促進し、国際化に対応したまちづくりを進めます。</li> </ul>
② 多文化共生の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人が同じ地域の住民として暮らしやすい環境づくりに向け、さまざまな分野において、多文化共生の視点を踏まえた施策展開を図ります。</li> <li>● 関係団体と連携し、海外の言語や文化を学ぶ講座などを開催し、さまざまな国や地域に対する理解を深めます。</li> <li>● 保育所・幼稚園での英語活動や多文化理解教育、小・中学校での連続的・系統的な英語教育や国際理解教育を行い、国際的な視野や、多様な文化・価値観への理解、コミュニケーション力をもった人材を育成します。</li> <li>● 外国語表記の冊子や案内表示の作成、通訳・翻訳を行う機器や人材の確保に取り組むなど、日常生活や災害時における外国人への情報提供の充実に努めます。</li> <li>● 外国人住民を対象とした日本語教室の開催、児童・生徒への日本語指導や相談支援を行うなど、日常生活や学校生活を支援します。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状 (令和元年度)	めざす方向性
外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う児童・生徒の割合	小学校 71.4% 中学校 69.9%	↑ (増加)

### 関連する主な SDGs



## 第2章 自然と調和した快適なまちづくり

### 2-1 環境保全

#### めざすまちの姿

- 水や緑などの豊かな自然を守り生かし、環境負荷が少なく、良好な生活環境が保たれたまちをめざします。

#### 現状と課題

- 豊かな自然環境や生物多様性の保全は、生活の質を高めるとともに、良好な子育て環境、災害の予防、ヒートアイランドの抑制、食料生産や緊急避難場所にもなり、住民の重要な財産となっています。これらを守り育て、次世代に継承していくため、住民・事業者・行政などが連携・協働し、保全と活用に向けた取組を進めていくことが必要です。
- 地球温暖化の防止は、人類の生存にかかわる重大なテーマになっています。住民一人ひとりがそれぞれの立場で、生活や事業活動を見直し、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用など、低炭素・脱炭素の社会づくりに向けた取組を進めていくことが必要です。
- 環境保全について、自ら考え行動する力を育むため、身近な地域の環境問題から地球規模の環境問題まで、さまざまな課題に関する学習や教育が必要です。
- 地球上にある資源の量は限られていることから、4R（発生回避、発生抑制、再利用、再資源化）の推進などにより、廃棄物を減らし、資源を循環させながら利用していく循環型社会の構築が求められています。また、適正に処理されなかったプラスチックごみによる海洋や生態系への影響も国際的な課題となっており、使い捨てプラスチックの削減などの対策が必要です。
- 平成3（1991）年に建設した清掃工場は老朽化しており、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めています。今後も、適切な維持管理を行うとともに、広域的なごみ処理に向けた取組を進めることが必要です。
- 山間部や河川などへの不法投棄については、住民生活に悪影響を及ぼすものであるため、未然に防止することが必要です。また、住民主体による美化活動や動物愛護活動を支援していくことも大切です。

#### 施策の方向（2-1）

##### ① 自然環境の保全・活用

- 水無瀬川・淀川などの水辺環境を保全するとともに、本町の誇るべき財産である地下水の水質や水量を維持し、将来にわたり安定して利用し続けるための取組を推進します。
- 森林・農地などのみどりを、所有者はもとより、ボランティアや事業者など多様な主体により保全する取組を推進します。
- 豊かな生物多様性を維持するため、生息環境の保全や、外来生物対策など、生物多様性に配慮した取組を推進します。
- 森林や河川などの豊かな自然環境を、散策やレクリエーション、環境体験学習など、自然に親しみふれあう空間として活用します。

② 環境負荷の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用など、温室効果ガスの削減に寄与する取組を推進します。</li> <li>● 家庭でできる環境負荷軽減の取組を推奨し、住民への啓発に努めます。</li> <li>● 公害を防止するため、事業者の監視・指導を行います。</li> </ul>
③ 環境学習・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所や幼稚園、小・中学校と連携した幼少期からの教育をはじめ、森林や河川、農地などを生かした環境学習の充実を図り、環境意識の高揚に努めます。</li> <li>● 環境学習に取り組むボランティア団体などを支援するとともに、指導人材の育成に努めます。</li> <li>● 食品ロス問題やプラスチックごみ問題など、日常生活から地球環境全体まで、さまざまな環境課題に向き合い、解決に向けた環境保全意識の普及促進に努めます。</li> </ul>
④ ごみの減量・安定処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 限りある資源を有効活用するため、4Rのさらなる推進に取り組みます。</li> <li>● ごみ分別のさらなる徹底により排出量を抑制し、資源化率の向上に努めます。</li> <li>● 清掃工場の適切な維持管理を行うとともに、災害時における対応はもとより、効率的かつ安定したごみ処理の実現のため、広域連携による処理体制の実現に向けた取組を推進します。</li> </ul>
⑤ 環境衛生・美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● し尿処理については、適正に収集を行うとともに、高槻市との広域連携による処理体制を継続します。</li> <li>● 下水道未整備区域については、合併処理浄化槽設置の普及促進などに取り組み、公共用水域の水質保全に努めます。</li> <li>● 不法投棄を未然に防止するため、啓発・監視に努めます。</li> <li>● 住民の自主清掃活動の支援など、町内の美化活動を促進します。</li> <li>● 住民の生活環境の保持及び動物愛護意識の高揚のため、ペット飼育のマナー向上に向けた取組や所有者不明猫対策などを進めます。</li> </ul>

#### 参考指標

指標	現状	めざす方向性
森林ボランティア登録者数	116人（平成31年4月）	↑（増加）
町内の二酸化炭素年間排出量	147千t（平成28年度）	↓（減少）
住民1人1日当りのごみ排出量	656g/人（平成30年度）	↓（減少）

#### 関連する主な個別計画等

- 環境基本計画
- 森林整備計画
- 分別収集計画
- 生物多様性保全・創出ガイドライン
- 地球温暖化対策実行計画
- 一般廃棄物処理基本計画

#### 関連する主なSDGs



## 2-2 都市計画・住環境

### めざすまちの姿

- 秩序ある土地利用のもとでコンパクトな都市構造が形成され、自然や景観と調和し、快適で魅力的な住環境が整ったまちをめざします。

### 現状と課題

- 長期的な人口動向に対応した都市環境の整備や、多様な都市機能がコンパクトに集約されたまちづくりが必要です。JR 島本駅西地区については、さまざまな検討や都市計画手続きを経て、市街化区域編入などの都市計画を決定・変更しており、今後、駅前という立地を生かして、土地区画整理事業による新たなまちづくりが進められる予定です。
- 開発にあたっては、適切な指導により、秩序あるまちづくりを進めることが必要です。
- 町営住宅については、長寿命化を図りながら、より効率的な維持管理を図ることが求められています。
- 全国的に、適正な管理が行われていない空き家が地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、本町においても、空き家の利活用など、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく対策を進めていくことが必要です。
- 町独自の景観形成に関する施策の展開をはじめ、緑化の推進など、良好な住環境の形成を図っていくことが求められています。



## 施策の方向（2-2）

① 計画的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的かつ計画的な都市空間の形成を推進するとともに、立地適正化計画の策定や建築物の高さ制限の見直しなどに向けた取組を進めます。</li> <li>● JR 島本駅西地区においては、土地区画整理事業により、まちの玄関口にふさわしい良好な市街地が形成されるよう、まちづくりを推進します。</li> <li>● 都市農地の多面的な機能を発揮させるため、生産緑地地区の指定を促進し、良好な都市環境の形成に努めます。</li> </ul>
② 良好な住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発指導を通じて、周辺と調和した良好な住環境の形成を誘導します。</li> <li>● 町営住宅の適切な管理と長寿命化に努めるとともに、指定管理者制度の導入など、管理事務の効率化を検討します。</li> <li>● 所有者などによる空き家の適正な管理を促進するため、関係機関との連携体制を強化した上で、利活用施策も含めた必要な支援を行うとともに、所有者への指導などにより周辺の生活環境の保全を図ります。</li> </ul>
③ 景観形成・緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な景観誘導を図るとともに、景観行政団体への移行と景観計画・景観条例の策定に向けた取組を進めます。</li> <li>● 公園や街路樹など、公共空間の緑化を推進します。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状 (平成31年4月)	めざす方向性
生産緑地地区の指定面積	約 1.83ha	↑ (増加)

### 関連する主な個別計画等

- 都市計画マスタープラン
- 空家等対策計画
- 町営住宅長寿命化計画
- 公共施設総合管理計画

### 関連する主な SDGs



## 2-3 都市基盤

### めざすまちの姿

- 公共交通、道路、公園などの都市基盤が整い、誰もが快適・便利・安全に移動し、生活できるまちをめざします。

### 現状と課題

- インフラの改修や更新にかかる費用が大幅に増加していくことが予測される中、今後の人口推移を踏まえ、これまでの施設整備を基盤として、持続可能なまちの構築が必要です。
- 町内移動のための地域公共交通としては、路線バス、タクシーのほか、高齢者などの外出を支援する福祉ふれあいバスがあります。これらの公共交通の維持と利便性の向上に努めるとともに、高齢化の進行による運転免許返納者や要介助者の増加を踏まえ、誰もが外出・移動しやすい交通環境づくりが求められています。
- 道路については、狭隘な区間の改善や歩道整備をはじめ、歩行者・自転車にやさしい道路環境づくりが求められています。
- 公園については、周辺環境や利用状況の変化に対応するため、ニーズに合わせた整備と効率的な維持管理が必要です。
- 日常生活や社会生活をおくる上で、誰もが安全かつ快適に外出や施設利用などを行えるよう、公共施設を中心とした環境整備を行い、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの視点によるまちづくりを進めていくことが求められています。



## 施策の方向（2-3）

① 交通環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や障害者などの外出支援や移動手段の確保に努めます。</li> <li>● 関係機関と連携し、駅前周辺の違法駐車や渋滞緩和の対策などにより、交通利便性の向上に努めます。</li> </ul>
② 計画的な道路整備と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路、橋りょうの適切な維持管理を行うとともに、歩行者や自転車利用者に配慮した計画的な道路整備を推進します。</li> <li>● 国道、府道の整備について、さらなる安全対策強化に向け関係機関と連携を図ります。</li> </ul>
③ 公園の整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画的に公園の整備・改修を進め、利用ニーズや地域特性を踏まえた遊具の設置など、機能の充実を図ります。</li> <li>● 遊具の定期点検や長寿命化など、公園の効率的な維持管理を行います。</li> </ul>
④ まちのバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが安全・快適に移動し、生活できるよう、公共施設や住宅などのバリアフリー化を進め、福祉のまちづくりを推進します。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状 (平成30年度末)	めざす方向性
橋りょうの補修・補強の進捗率	29.2%	↑ (100%)
公園面積	12.1ha	↑ (増加)

### 関連する主な個別計画等

- 都市計画マスタープラン
- バリアフリー基本構想
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 公共施設総合管理計画

### 関連する主なSDGs



## 2-4 上下水道

### めざすまちの姿

- 地下水を主要な水源とする安全でおいしい水道水が安定して供給されるとともに、衛生的で安全な暮らしを支える下水道が整い、安心・快適に生活できるまちをめざします。

### 現状と課題

- 本町の主要な水道管路の老朽化率は上昇傾向にあり、老朽化した水道管や施設の更新と耐震化が喫緊の課題となっています。今後も、住宅開発や節水器具の普及などを要因とした水需要の変化に応じて、適切な施設整備と経営管理に取り組んでいくことが必要です。
- 汚水整備では、公共下水道の人口普及率は平成30(2018)年度末で95.7%となっていますが、桜井地区などの未普及地区の早期解消が課題となっています。また、公共下水道の供用開始から30年が経過し、一部の管渠では破損箇所も見受けられるなど、老朽化対策が必要です。
- 雨水整備では、「淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線」が供用開始されて以降、町域内における接続点整備は完了し、今後は、計画的な公共下水道雨水幹線の整備や水路改修などが必要です。
- 山崎ポンプ場については、耐震化が課題となっています。
- 水道事業については、地域水道ビジョンに基づき、「いつでもどこでも安全でおいしい水を低廉に供給する」ことを維持できるよう、事業経営に努めています。下水道事業についても、令和元(2019)年度から公営企業会計に移行し、水道事業と同様に、資産の見える化により、施設の老朽化率などを客観的に把握することができるようになったことから、未普及対策や老朽管路対策などを踏まえ、安定し、持続可能な経営が求められています。



大敷浄水場



雨水幹線

### 施策の方向(2-4)

① 安全でおいしい水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全でおいしい水道水を安定して供給するため、地下水位・水質などの継続監視を行い、自己水源の安定確保を図るとともに、湯水や災害時などに備え、複数水源の確保に努めます。</li> </ul>
② 公共下水道事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活環境の改善や公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道の未普及地区の早期解消に努めます。</li> <li>● 雨水整備では、「公共下水道五反田雨水幹線」の整備に引き続き、水路の改修や整備計画を具体化し、さらなる雨水排水能力の向上に努めます。</li> </ul>
③ 上下水道事業の健全経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中長期の視点をもった経営戦略・財政見通しに基づき、健全で安定した水道事業・下水道事業の経営を行います。</li> </ul>
④ 計画的な施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道管路の更新・耐震化など、水道施設・設備の計画的な維持管理と防災・減災対策に努めます。</li> <li>● 老朽化が進んでいる下水道施設の計画的な改修・更新など、適切な維持管理に努めます。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状(平成30年度末)	めざす方向性
水道管路の耐震適合化率	28.5%	↑(増加)
公共下水道の人口普及率	95.7%	↑(増加)

### 関連する主な個別計画等

- 地域水道ビジョン
- 水道管路更新等計画
- 水道事業財政計画
- 公共下水道事業計画
- 公共下水道事業財政健全化計画
- 公共施設総合管理計画

### 関連する主なSDGs



# 第3章 安全・安心なまちづくり

## 3-1 防災・危機管理

### めざすまちの姿

- 防災対策や危機管理が充実し、災害をはじめ住民の安全・安心を脅かすさまざまな危機に迅速かつ適切に対応できる、危機・災害に強いまちをめざします。

### 現状と課題

- 毎年、全国各地で風水害が発生する中、本町でも、地震や台風による大きな被害が発生しています。また、テロや感染症など、住民の安全・安心を脅かすさまざまな危機に対応することが求められています。
- 大規模災害に備え、町の計画や体制の整備はもとより、都市基盤などハード面の強化、地域住民の意識・備え・協力など、総合的に本町の防災対応力を向上させていくことが必要です。
- これまでの災害の教訓を踏まえ、高齢者や障害者など自力避難が困難な「避難行動要支援者」の登録・支援や、福祉施設などでの避難体制の整備など、逃げ遅れゼロをめざした取組のさらなる充実が求められています。
- 住民の防災・減災に対する意識を高揚し、地域における防災力を高めていくため、自主防災組織の支援、育成を進めていくことが重要です。
- 将来的な地震発生被害を軽減すべく、公共施設の耐震化を引き続き推進するとともに、民間住宅についても、耐震改修や建替えを促進する必要があります。
- 近年、突発的な集中豪雨の発生や台風の大型化などにより、全国各地で、土砂災害や堤防・ため池の決壊、市街地での浸水被害などの多様な災害が発生しています。そのため、ハード・ソフトの両面から、防災・減災への取組を関係者と連携して進める必要があります。

### 施策の方向（3-1）

① 危機管理体制の充実	● 災害をはじめ、テロ、事故、感染症などに適切に対応するため、庁内組織体制の整備、関係機関との連携強化、計画やマニュアルの整備を図り、総合的な危機管理体制の充実を図ります。
② 防災力の強化	● 広報、ハザードマップ、講座などを通じて、災害に備えるためのわかりやすい情報提供や啓発を行い、防災意識の高揚を図ります。 ● 防災行政無線、ホームページ、メール、SNS、広報車など、多様な手法で災害情報を発信し、早期避難を実現できるよう努めます。

② 防災力の強化（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災組織の育成やボランティアとの連携など、住民主体の防災活動を支援し、地域の防災力の向上を図ります。</li> <li>● 自主防災会・自治会・民生委員児童委員・社会福祉協議会などの地域の支援機関と連携し、災害時には避難行動要支援者などへの声かけや安否確認、誘導などを行う体制を整えます。</li> <li>● 多種多様な訓練に取り組み、各地で起こる災害で得られた教訓を生かすよう努めます。</li> <li>● 地域ごとの対象災害に適合した避難所の拡充及び環境整備とともに、高齢者や障害者、女性、外国人などに配慮した避難所運営に努めます。</li> <li>● 関係機関や事業者などとの協定を締結し、災害時に不足する人手や物資の確保に努めます。</li> </ul>
③ 耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 未耐震の公共施設の耐震化を計画的に推進します。</li> <li>● 災害対策の拠点施設である役場庁舎の耐震化を図るため、建替えに向けた取組を進めます。</li> <li>● 耐震補助制度により、民間住宅の耐震化を促進します。</li> </ul>
④ 土砂災害・風水害・浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土砂災害の警戒情報を正確に伝達し、避難できるよう、関係機関と連携するとともに、保安林指定区域の拡大など、土砂災害防止対策を推進します。</li> <li>● 関係機関などと連携し、森林の風倒木被害など、災害による被害の復旧に努めます。</li> <li>● 雨水幹線の整備をはじめ、水路の改修などを行うとともに、過去の浸水被害箇所への対策を進めます。また、河川の適切な維持管理がなされるよう、国や大阪府と連携を図ります。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状	めざす方向性
自主防災組織の加入率	46.4% (平成31年4月)	↑ (増加)
各団体・事業者との防災協定締結数	44件 (平成30年度末)	↑ (増加)
町有建築物の耐震化率	82.1% (平成31年4月)	↑ (100%)

### 関連する主な個別計画等

- 地域防災計画
- 業務継続計画（BCP）
- 住宅・建築物耐震改修促進計画
- 新庁舎建設基本計画
- 避難行動要支援者避難支援プラン
- 国民保護計画
- 公共施設耐震化基本計画
- 公共施設総合管理計画
- 公共下水道事業計画

### 関連する主なSDGs



## 3-2 消防・救急

### めざすまちの姿

- 消防・救急体制が充実し、火災や救急出動などに迅速かつ適切に対応できる、安全に安心して暮らせるまちをめざします。

### 現状と課題

- 本町の火災件数は毎年数件程度で推移していますが、死傷者の発生や延焼などの被害拡大を防ぐため、防火指導や訓練、啓発などに取り組み、火災の発生防止とともに、早期発見・早期対応に努めていくことが重要です。
- 複雑多様化する災害や、高齢化の進行などによる救急出動件数の増加、高度化する救急業務に対応するため、計画的な消防施設・資機材の整備や人材の育成など、消防力の充実強化が必要です。大規模な災害に備え、効率的・効果的な消防体制を構築するため、大阪府消防広域化推進計画に基づき、大阪府や近隣自治体と連携しながら、広域的な消防体制の充実を図っていく必要があります。
- 消防団員の高齢化に伴う団員数の確保とともに、各種災害に対応するため、消防団員の知識・技術の向上に努めることが必要です。



### 施策の方向（3-2）

① 火災予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所や施設への査察や指導などにより、防火管理体制の充実を図ります。</li> <li>● 住民への火災予防啓発、地域における訓練・講習会の開催支援などにより、防火意識の高揚に努めます。</li> </ul>
② 消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災などの災害から住民を守るため、消防施設・資機材の整備に努めるとともに、消防本部と消防団、自衛消防隊が連携を密にし、消防体制の充実を図ります。</li> <li>● 大阪府や近隣自治体と広域化に向けた検討を進め、連携の強化に努めます。</li> </ul>
③ 救急救助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急救命士の育成や機器の整備など、高度救急救命体制の充実を図ります。</li> <li>● 住民を対象とした普通救命講習を開催し、自動体外式除細動器（AED）の使用をはじめとする応急救命処置の普及啓発を図ります。</li> <li>● 救急安心センターの活用及び救急車の適正利用について、積極的な啓発に努めます。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状	めざす方向性
火災発生件数	4件(平成30年)	↓(ゼロをめざす)
普通救命講習の年間受講者数	296人(平成30年度)	↑(増加)

### 関連する主なSDGs



### 3-3 交通安全・防犯・消費者保護

#### めざすまちの姿

- 地域ぐるみの交通安全・防犯・消費者保護対策が充実し、交通事故や犯罪が少なく、安全に安心して暮らせるまちをめざします。

#### 現状と課題

- 本町の交通事故発生件数は減少していますが、全国各地で、危険運転、あおり運転、高齢者ドライバーによる事故など、痛ましい被害が発生しており、法改正や対策が進められています。交通事故を未然に防止するため、通学路などの危険箇所の把握に努め、道路や交通安全施設などの環境整備をはじめ、交通ルール・マナーの啓発・教育、迷惑駐車・放置自転車対策など、地域住民や関係機関と連携した総合的な取組を進める必要があります。
- 本町の犯罪発生件数は減少していますが、女性や子ども、高齢者を狙った犯罪など、住民を取り巻く環境は変化しています。犯罪のない地域づくりのためには、防犯教室などによる啓発・教育、防犯カメラの設置などの環境整備、地域住民と連携した見守り、防犯情報の共有など、地域ぐるみでの総合的な取組が必要です。
- 振り込め詐欺などの特殊詐欺や悪質商法の手口は、インターネットの悪用など、複雑化・巧妙化しているほか、商品の安全性に関する啓発など、消費者保護のための対策が求められています。本町においても消費者相談員への相談件数は増加傾向にあり、さらなる対策が必要です。



#### 施策の方向（3-3）

① 交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「通学路交通安全プログラム」をはじめ、関係機関との連携により、危険箇所の把握と共有に努め、道路環境に配慮した交通安全施設の整備を進めます。</li> <li>● 警察との連携による交通安全教室や運転者講習を実施するなど、交通ルールやマナーの周知及び交通安全意識の高揚を図ります。</li> <li>● 関係機関と協力し、取締りの強化の要請や撤去などにより、迷惑駐車や放置自転車の解消に努めます。</li> </ul>
② 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高槻警察署や防犯委員会と連携し、防犯教室の開催など、住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防災行政無線やメール配信サービスなどを活用し、防犯に関する情報提供を行います。</li> <li>● 地域の安全ボランティアなどと連携し、通学時の見守りなどの防犯活動に取り組みます。</li> <li>● 防犯灯の適切な管理・更新、防犯カメラの増設など、犯罪が起こりにくい環境を整備し、街頭犯罪の抑止に努めます。</li> </ul>
③ 消費者保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複雑化・巧妙化する消費者被害を防止するため、消費生活相談の充実を図るとともに、広報媒体や講座などを通じて、消費者問題の啓発や情報提供に努めます。</li> </ul>

#### 参考指標

指標	現状 (平成30年)	めざす方向性
交通事故の発生件数	41 件	↓ (減少)
刑法犯罪の発生件数	119 件	↓ (減少)

#### 関連する主な SDGs



## 第4章 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり

## 4-1 健康・医療

## めざすまちの姿

- 住民が主体的に健康づくりに取り組み、必要な保健・医療サービスを受ける環境が整い、生涯にわたって健康で、心豊かに暮らせるまちをめざします。

## 現状と課題

- 食事や運動、飲酒、喫煙などの生活習慣の影響により、がん、心疾患、脳血管疾患などの「生活習慣病」にかかる人が増えています。また、高齢化の進行や疾病構造の変化などに伴い、健康を取り巻く課題も多様化しており、個人の健康意識の高まりとともに、健康・医療に対するニーズはますます増大しています。
- 生涯にわたっていきいきと健やかに暮らすためには、健康寿命を伸ばすことが重要です。また、住民一人ひとりの主体的な健康づくりを推進するためには、ライフステージに応じたきめ細やかな対応が不可欠です。
- 本町においては、健（検）診などの健康づくり事業及び食育の各種施策を総合的に進めています。さらに、医療体制の整備・充実に努めるとともに、感染症や食中毒などの住民の健康を脅かすさまざまな課題に対応していくことが求められています。
- 医療費助成については、子ども、ひとり親家庭、障害者に対する医療費助成を実施しており、子ども医療については、近年、段階的に拡充を行っています。
- 国民健康保険は、平成 30（2018）年度から大阪府が財政運営の主体となり、広域化していますが、高齢者が占める割合の増加や医療の高度化などに伴い、一人当たりの医療費が増加傾向にあります。医療費の抑制には、被保険者一人ひとりが健康意識を向上させることが重要になるため、特定健診などの保健事業を周知し、生活習慣の改善や、疾病の予防・早期発見を支援するとともに、医療費の適正化に努めていくことが必要です。



## 施策の方向（4-1）

① 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣の改善や、健康の保持・増進など、住民が主体となった健康づくり活動を支援します。</li> <li>● 健康と密接な関係にある食の重要性について啓発し、住民の食育への理解を深めるとともに、関係機関が連携し、ライフステージに応じた食育を推進します。</li> </ul>
② 保健サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病の早期発見に有効な特定健診やがん検診など、健（検）診を受診しやすい体制整備を図り、受診率の向上に努めます。</li> <li>● 健康に対する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、相談体制の充実に努めます。</li> <li>● 健診結果を活用した適切な保健指導を行います。</li> </ul>
③ 医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、保健所や医療機関などと連携しながら、医療体制の整備・充実に努めるとともに、救急医療体制の確保、在宅医療推進のための環境づくりなど地域の医療体制の充実に努めます。</li> <li>● 感染症や食中毒などを予防するために、適切な情報提供・啓発に努めるとともに、感染症などの発生・流行に備えた体制整備に努め、対策の充実に努めます。</li> <li>● 利用者の負担軽減を図るため、子ども、ひとり親家庭、障害者に対する各種医療費助成制度を実施します。</li> </ul>
④ 医療保険制度の安定運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民健康保険制度などの周知、相談の充実、保険料の収納率向上などに努め、安定した運営を図ります。</li> <li>● 被保険者を対象とした各種保健事業を推進し、健康の増進と医療費の適正化を図ります。</li> </ul>

## 参考指標

指標	現状	めざす方向性
健康寿命	男性 80.61 歳 女性 84.56 歳 (平成28年度)	↑ (増加)
特定健診の受診率	37.4% (平成29年度)	↑ (増加)

## 関連する主な個別計画等

- 健康づくり事業・食育の取組における基本方針
- 国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 新型インフルエンザ等対策行動計画
- 国民健康保険データヘルス計画

## 関連する主な SDGs



## 4-2 地域福祉

### めざすまちの姿

- 多様な生活課題の解決に向けて、助け合い、支え合いながら、地域が一体となって取り組むことで、誰もが孤立することなく安心して暮らせるまちをめざします。

### 現状と課題

- 急速な少子高齢化が進行するとともに、家族形態の多様化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。さまざまなニーズに対応し、誰もが幸せな生活を実現できるようにするためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要です。
- さまざまな要因で生活に課題を抱え、支援を必要とする人が、自ら助けを求めることができずに孤立したり、制度の狭間で支援に結びつきにくいなどの課題があります。各分野の相談機関・関係団体などが連携し、地域に出向くなど積極的なケースの把握や働きかけに努め、個々の事情やニーズに応じた支援を行うことにより、課題の解決や生活の立て直しを図ることが求められています。
- 本町の自殺死亡率は国・大阪府の平均より低い水準となっていますが、住民・事業者・行政など、さまざまな主体による連携・協働の体制をつくり、総合的に自殺対策に取り組むことが必要です。



### 施策の方向（4-2）

① 地域の見守り、助け合い、支え合いの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小地域ネットワークを中心として、地域の関係機関・団体の連携と課題共有を図り、見守りや支え合いの地域活動を促進します。</li> <li>● 社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を強化するとともに、地区福祉委員やボランティアなど地域福祉の担い手の確保・育成に努めます。</li> </ul>
② 相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地区福祉委員などと連携を図り、住民が身近な地域で気軽に相談できる体制を整備します。</li> <li>● 専門的な相談に対応する窓口の整備・充実と周知、連携強化を図るとともに、さまざまな制度・サービスなどの情報提供を行います。</li> </ul>
③ 生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関・団体と連携し、さまざまな事情により経済的に困窮している人の早期把握・早期対応に努め、自立や生活再建に向けた包括的な支援を行います。</li> <li>● 生活保護制度の趣旨に基づき、相談支援体制の充実を図り、就労などの自立支援を行いながら、適正な保護を実施します。</li> </ul>
④ 自殺予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域のネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知の充実、生きることを促す支援の充実など、自殺者の減少に向けた取組を推進します。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状（平成30年度）	めざす方向性
コミュニティソーシャルワーカーの活動件数	528件	↑（増加）
生活困窮者への自立支援による就労者数	9人	↑（増加）

### 関連する主な個別計画等

- 地域福祉計画／自殺対策計画

### 関連する主なSDGs



## 4-3 高齢者福祉

### めざすまちの姿

- 高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちをめざします。

### 現状と課題

- 本町では、全国と比較すると高齢化率は低いものの、年々高齢化が進んでいる状況にあります。これに伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が今後ますます増加し、今後も中長期的に介護を必要とする人の増加が見込まれています。
- ひとり暮らし高齢者が増加する中、高齢者と地域とのかかわりが希薄になり、閉じこもりや孤独死などの問題も起こっています。
- 本町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、生きがいづくりの機会や、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」のサービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの強化に努めています。今後も、高齢者を見守り支え合える地域づくりとともに、持続可能な介護保険制度の運営、福祉サービスなどの各種施策の充実に努めていくことが必要です。
- 近年増加している高齢者虐待や認知症の方などに対する権利擁護については、関係機関と連携を強化し、高齢者の尊厳の確保に向けた取組を進めていくことが必要です。



いきいき百歳体操

### 施策の方向（4-3）

① 地域包括ケアシステムの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センターの機能強化に努め、高齢者や家族への総合的な支援の充実に努めます。</li> <li>● 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療の充実や医療と介護の連携強化を図ります。</li> <li>● 地域におけるひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの見守り体制を強化するとともに、認知症の早期診断・早期対応のため「認知症初期集中支援チーム」による支援など、認知症施策の充実に努めます。</li> </ul>
② 介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内全域で実施している「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」を中心として、地域における住民主体の介護予防活動の充実に努めます。</li> <li>● 住み慣れた地域で、自立した日常生活を営めるよう、「介護予防・生活支援サービス事業」の充実に努めます。</li> </ul>
③ 介護・福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の日常生活を支える在宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの利用の動向やニーズを把握し、適切なサービスの確保に取り組めます。</li> <li>● 介護サービスの適正・円滑な運営を図ります。</li> <li>● 一人ひとりの高齢者の状況に応じ、制度を周知するとともに、必要な支援を的確に把握し、サービス利用が適切に実施されるよう取り組めます。</li> </ul>
④ 高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者が社会参加や生きがいづくり活動を通じて、健康を維持し、地域コミュニティなどで活躍できるよう、年長者クラブ活動やボランティア活動を支援します。</li> </ul>
⑤ 高齢者の権利擁護と安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度の利用促進や虐待防止への取組など、高齢者の財産や権利を守り、安全を確保するための体制整備に努めます。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状 (平成30年度)	めざす方向性
高齢者のうち、要支援・要介護認定を受けている人の割合 (総合事業対象者を含む)	65歳以上 17.0%	↓ (減少)
いきいき百歳体操の参加率	65歳以上 7.5% 75歳以上 10.5%	↑ (増加)

### 関連する主な個別計画等

- 保健福祉計画／介護保険事業計画

### 関連する主なSDGs



## 4-4 障害者福祉

### めざすまちの姿

- 障害者が自立し、尊厳と生きがいを持ち、地域の一員として安心して暮らすことができるまちをめざします。

### 現状と課題

- 障害のある人が地域で安心して生活をおくるためには、不安や悩みに対応し、適切なサービス・制度の利用につなげる相談支援の充実が重要です。障害者や家族の地域生活を総合的にサポートする「障害者地域生活支援拠点施設」を中心として、町と関係機関・事業所などが連携し、支援体制の充実を図っていくことが求められています。
- 支援を必要とする子どもが、身近な地域で、専門的な療育や相談支援が受けられるよう、各分野が連携し、子どもの成長に合わせた総合的な支援体制を構築していくことが必要です。
- 障害者が社会の一員として働き、さまざまな活動に参加し、生きがいをもって生活できる環境づくりが求められています。そのためには、福祉サービスの充実、住まいや働く場の確保などに取り組み、地域生活をサポートしていくことが必要です。
- 近年、障害者に対する虐待防止、差別解消、権利擁護を進めるための法・制度が整備されており、本町においても、関係機関・団体との連携を強化し、啓発や相談支援の充実を図ることが求められています。



障害者地域生活支援拠点施設

### 施策の方向（4-4）

① 相談・療育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者地域生活支援拠点施設を中心として、町と関係機関・事業所などが連携し、さまざまな障害や年齢層に対応した総合的な相談支援を行います。</li> <li>● 発達に課題のある児童や障害のある児童に対し、専門的な療育の機会を提供するとともに、保健・福祉・子育て・教育などの各分野の連携を強化し、成長に合わせた切れ目のない支援体制の構築に努めます。</li> </ul>
② 自立した地域生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ニーズや障害特性に応じた福祉サービスの確保と支援の充実を図り、地域全体で障害者の地域生活を支える体制づくりを進めます。</li> <li>● グループホームなどの住まいの場と、通所サービスなどの日中活動の場の確保と充実に努めます。</li> <li>● 就労や定着のための支援、工賃の向上、福祉事業所からの優先調達などに取り組み、働く場の確保と就労環境の充実に努めます。</li> <li>● 外出や意思疎通を支援するとともに、スポーツなどの当事者活動を支援し、社会参加を促進します。</li> </ul>
③ 障害者の権利擁護と安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害や障害のある人への理解を深めるための啓発・教育を行うとともに、差別の解消に向けた取組を推進します。</li> <li>● 成年後見制度の利用促進や虐待防止の取組など、障害者の財産や権利を守り、安全を確保するための体制整備に努めます。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状（平成30年度）	めざす方向性
児童発達支援事業の利用児童数	43人	↑（増加）
福祉施設から一般就労への移行者数	7人	↑（増加）

### 関連する主な個別計画等

- 障害者計画
- 障害福祉計画／障害児福祉計画

### 関連する主なSDGs



## 4-5 生涯学習・スポーツ

### めざすまちの姿

- 生涯にわたって学び、スポーツを楽しむ環境が整い、その成果を地域で生かすことができるまちをめざします。

### 現状と課題

- 価値観や娯楽の多様化などに伴い、生活を通じて学習するとともに、その学習成果を地域などで発揮できる「生涯学習社会」の構築が求められています。そのため、将来的に住民が自立的に活動できるサークルなどへの団体化をめざした各種文化教室の開講など、住民ニーズに応じた生涯学習環境が必要です。
- 町立図書館では、北摂地区での公共図書館の共同利用や、ブックポストの設置などにより、利用者の利便性の向上に努めてきました。今後も、さまざまな読書ニーズに対応するため、障害の有無に関係なく、誰もが利用しやすい図書館の環境づくりに取り組む必要があります。
- 子どもの読書活動は、言葉を学び、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きていくための「生きる力」を身に付けていく上で欠かせないものです。家庭や地域、学校、図書館などが連携し、すべての子どもが、あらゆる機会と場所において、読書活動を行うことのできる環境づくりが求められています。
- 情報機器の普及など、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、子どもの読書環境にも大きな影響を与えていると思われます。そのため、情報環境に応じて取り組む必要があります。
- 誰もが身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことで、生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいをもてる環境づくりが必要です。
- 老朽化が進み、耐震化ができていない町立体育館の対策が必要です。



### 施策の方向（4-5）

① 生涯学習・社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会教育関係団体に対し、技術的な指導や助言を行い、社会教育に関する活動やイベントの支援に努めます。</li> <li>● 生涯学習の機会の提供に努めるとともに、住民の自主的な活動を支援します。</li> </ul>
② 読書活動・図書館サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人が図書館を利用しやすいよう、読書環境の向上及び資料の充実、イベントの開催を図ります。</li> <li>● 限られた図書資源を有効に活用するために、町立図書館、保育所、幼稚園、小・中学校など関係機関のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携や協力、情報交換などの取組を進め、読書環境の充実を図ります。</li> <li>● 子どもの読書活動を支援する人材の育成を図ります。</li> </ul>
③ スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツ活動の機会の提供に努めるとともに、住民が主体的に運営・企画するイベントや団体活動を支援します。</li> <li>● 健康保持や体力づくりのための啓発・情報提供に努めます。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状（平成30年度）	めざす方向性
町立図書館の年間来館者数	121,400人	↑（増加）

### 関連する主な個別計画等

- 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項
- 子ども読書活動推進のための方針

### 関連する主なSDGs



## 第5章 子どもたちを健やかに育むまちづくり

### 5-1 子ども・子育て支援

#### めざすまちの姿

- 安心して子どもを生き育てられる環境が整い、すべての子どもたちが主体的な存在として尊重され、子どもたちの健全な成長を地域全体で支えるまちをめざします。

#### 現状と課題

- 核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきています。現在、妊産婦・乳幼児などに対する支援は、母子保健分野と子育て支援分野の両面から実施しており、現状では相談窓口も多岐にわたっています。母子保健法の改正により、妊娠・出産・子育てに関する不安や負担を軽減し、妊娠期からの切れ目のない支援体制を提供する「子育て世代包括支援センター」の設置が進められています。
- すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じることができるよう、乳幼児期の教育・保育や、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが重要となります。
- 住宅開発による就学前児童の増加などにより、保育ニーズが急速に高まっており、保育所の待機児童・過密化の解消が大きな課題となっていることから、本町では保育基盤の整備とともに、保育士確保のための取組を進めています。保育を必要とする子どもたちが優れた保育環境の中で、健やかに成長できるような環境づくりを進めることが必要です。
- 幼稚園は、全体的に園児数が減少傾向にあるものの、預かり保育のニーズは高まっています。幼稚園利用希望者のニーズを把握し、ニーズに応じた幼稚園のあり方を検討することが必要です。
- 学童保育のニーズは高まっており、それに対応するための指導員の確保が必要です。
- 発達に課題のある児童や障害のある児童、外国籍の児童、ひとり親家庭、低所得の家庭など、支援が必要な子どもや家庭に対する適切な支援が求められています。
- 全国で痛ましい虐待事件が多く発生しており、児童虐待防止対策の強化が求められています。
- 子どもを巻き込む犯罪や事故が増える中で、防犯カメラの設置など、犯罪や事故に遭わない環境の整備が重要となっています。また、自然災害の危険から子どもたちの身を守るための取組も求められています。

- 全国的な少子化、核家族化が進行する中、子育てをめぐる環境が大きく変化し、親子のふれあいや子どもが交流する場所が少なくなっています。また、球技ができる公園の不足など、子どもが自由に楽しめる場所の確保が求められています。
- 青少年を取り巻く社会は、大きく変化しています。居場所を見失うこともある青少年のために大人が連携し、青少年自身があらゆる学習機会や体験活動を通して、自分や周囲を大事にすることを学ぶことが重要です。

#### 施策の方向（5-1）

① 切れ目のない支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による切れ目のない支援を行います。</li> </ul>
② 母子保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全・安心な妊娠と出産を支援するため、妊婦健康診査の費用助成、両親教室、こんにちは赤ちゃん訪問などを実施します。</li> <li>● 乳幼児健診、育児・栄養相談、訪問による支援などの充実を図ります。</li> </ul>
③ 子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅子育て家庭を対象として、保育所・幼稚園・地域子育て支援センター・つどいの広場などの子育て支援拠点を中心に、園庭開放や教室・講座などを開催します。</li> <li>● 子育て支援拠点を中心に、子育てサークルやボランティアの活動を支援し、保護者同士の交流や情報交換を促進します。</li> <li>● 子育ての悩みや不安の解消を図るため、各機関で実施する子育て相談窓口の充実と周知、連携強化を図るとともに、子育て・保育に関するさまざまな制度・サービスなどの情報提供を行います。</li> </ul>
④ 保育・幼児教育・学童保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 待機児童の早期解消をめざし、計画的に保育施設の整備を進めます。</li> <li>● 町立保育所と民間保育園・認定こども園・小規模保育事業所の連携を図り、質の高いサービスの確保に努めるとともに、一時保育、支援保育、病児・病後児保育など、さまざまなニーズに対応した多様な保育サービスを提供します。</li> <li>● 幼稚園利用希望者のニーズに対応した、特色ある教育づくりを進めます。</li> <li>● 学童保育のニーズを踏まえ、保育士の確保を図るとともに、保育を担う指導員の資質向上に努め、安定した保育サービスを提供します。</li> <li>● 保育士をはじめ、子育て支援を担う人材の確保に取り組みます。</li> </ul>

<p>⑤ ひとり親家庭への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子・父子自立支援員を中心に、関係機関が連携し、ひとり親家庭が抱える問題について、早期からの的確な相談支援を実施します。</li> <li>● ハローワークなど関係機関と連携した就労支援をはじめ、子育て支援や技能習得など、各種支援制度へのつなぎと情報提供に努めます。</li> </ul>
<p>⑥ 子どもの権利擁護と安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童虐待の防止と早期発見に努め、迅速かつ適切に対応するため、関係機関との連携を強化し、啓発や相談支援の充実を図ります。</li> <li>● 地域住民や関係団体・ボランティアなどと協働して、パトロールや見守り活動、不審者情報の共有、危険箇所の把握など、子どもを犯罪や事故、災害などから守る取組を推進します。</li> <li>● 子どもの貧困対策について、関係機関との連携を強化し、支援が必要なケースの早期発見に努め、支援を行います。</li> </ul>
<p>⑦ 子どもの居場所・遊び場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民や関係団体などと連携し、放課後や休日に子どもが参加できる交流・体験活動、学習支援などの機会の充実に努めます。</li> <li>● 公園・学校施設・公共施設などの既存資源を有効活用し、放課後や休日に過ごす場の充実に努めます。また、地域のニーズを考慮し、公園の施設・機能の充実に努めます。</li> <li>● 子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂の開設や運営を支援します。</li> </ul>
<p>⑧ 青少年の健全育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会情勢に基づく青少年に関する実態や課題について、調査・研究し、効果的な青少年の健全育成について、関係団体と連携協力しながら検討・実施します。</li> </ul>

参考指標

指標	現状 (令和2年3月)	めざす方向性
保育所の待機児童数	107人	↓ (ゼロをめざす)
学童保育の待機児童数	0人	→ (ゼロを維持)

関連する主な個別計画等

- 子ども・子育て支援事業計画
- 保育基盤整備加速化方針
- ひとり親家庭等自立促進計画
- 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項
- まち・ひと・しごと創生総合戦略

関連する主なSDGs



両親教室 (パパママクラス)



小規模保育事業所



園庭開放



民間保育園



幼稚園



学童保育室



子ども食堂

## 5-2 学校教育

### めざすまちの姿

- 教育環境・教育活動が充実し、子どもたちが豊かな人間性、学力、体力など、未来を切り拓くための「生きる力」を身につけることができるまちをめざします。

### 現状と課題

- 学習環境の整備においては、各学校の耐震化・施設改善をはじめ、新学習指導要領で求められるICT環境の整備などを進めています。
- 変化が激しく予測困難な時代を踏まえ、子どもたちが変化に積極的に向き合い、主体的・対話的で深い学びを通して、他者と協働して課題を解決していくことが必要です。また、情報を見極めて再構成し、新たな価値につなげていくための情報活用能力などが求められています。
- 新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むために、社会に開かれた教育課程の実現が求められています。
- 世代交代が進み、経験年数の浅い教職員が増える中、家庭のニーズの多様化に対応し、個別の支援や実践的な指導力の向上を図るため、教職員の育成に取り組む必要があります。
- いじめ、不登校問題などに対応するため、各学校及び教育センターにおける教育相談の充実や関係機関との連携強化が必要です。
- 令和2(2020)年度以降に小・中学校で全面実施される新学習指導要領は、知識・理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を通して「生きる力」を育むことを目的として改訂が行われています。本町では、これまでも小中一貫教育、保幼小連携の推進など、一貫性・系統性のある教育体制の整備を進めてきましたが、さらに、地域との協働により、学校教育活動の支援体制を構築し、地域と学校をつなぐ取組が求められています。
- 英語で世界とつながりをもとうとする子どもを育成するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校まで、系統的・連続的な英語教育を進めています。
- 平成28(2016)年度から中学校給食を完全実施しており、小・中学校での給食を通して、児童・生徒の心身の成長及び健康のサポートとあわせて、食事についての正しい理解などを身につけるため食育の推進も進めています。
- 地域のつながりの希薄化や、少子化・核家族化・共働き家庭の増加などにより、地域や家庭の「教育力」の低下が懸念されています。本町では、ボランティアの協力を得て、各学校のニーズに応じた放課後学習支援や授業支援を行っていますが、今後も、地域・家庭・ボランティアなどと連携し、学校を核とした地域での教育活動の活性化や、家庭での教育・学習の支援に努め、地域で見守る環境、子どもの居場所づくりに取り組むことが求められています。

### 施策の方向(5-2)

① 教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後の児童・生徒数の推移を踏まえ、必要な教室の確保を図るとともに、学校施設の適切な維持管理を行い、安全・安心な学習環境を整えます。</li> <li>● 情報機器やデジタル教材などを活用し、学習活動の充実を図るため、ICT環境の整備を進めます。</li> <li>● 信頼される教職員を育成するための研修の充実を図るとともに、働き方改革を推進し、教職員が授業や準備に集中できる環境づくりを進めます。</li> <li>● 教職員をはじめ、学校教育を担う人材の確保に取り組み、教育環境の充実に努めます。</li> </ul>
② 教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所・幼稚園・小学校の繋がりを意識してスタートカリキュラムを実施し、「遊び」から「学び」への円滑な接続を図ります。</li> <li>● 学力の向上・充実に向け、小中一貫教育の取組を進め、教員の資質向上と授業改善に取り組みます。また、特色ある教育として英語教育の充実に努めます。</li> <li>● すべての児童・生徒が安心して学べるよう、教育相談体制の充実と相談窓口の周知を図るとともに、いじめや不登校に対する対応に取り組みます。</li> <li>● 障害のある児童・生徒や特別な配慮を必要とする児童・生徒、また、外国籍の児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒が、より良い学校生活を送ることができるように、個々のニーズに応じた丁寧な指導ができる体制を構築します。</li> <li>● 給食、食育を通して児童・生徒の豊かな心と健やかな体を育みます。また、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成するため、幼児期から小・中学校を通して、運動の機会を確保し、体を動かすことが楽しくなるような指導を取り入れ体力向上を図る取組を推進します。</li> </ul>
③ 家庭・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒の「自学自習力」を高めるため、放課後学習支援の取組を推進します。</li> <li>● 社会に開かれた教育課程を実現するため、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状(令和元年度)	めざす方向性
学力調査の平均正答率が全国平均を上回る教科の割合	小学校 100% 中学校 100%	→(維持)
実用英語検定3級相当以上の英語力をもつ中学3年生の割合	71.5%	→(維持)
家で自分で計画を立てて勉強している児童・生徒の割合	小学校 67.4% 中学校 46.6%	↑(増加)

### 関連する主な個別計画等

- 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項

### 関連する主なSDGs



## 第6章 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり

## 6-1 産業・労働

## めざすまちの姿

- 産業の振興が図られ、働く環境が充実した、にぎわいと活力にあふれたまちをめざします。

## 現状と課題

- 消費者が町外で商品を購入する傾向があることから、町内店舗の魅力向上や空き店舗の解消、商店街の活性化などにより、商業的なにぎわいを創出していくことが求められています。また、創業者への支援や企業立地の促進など、まちに活気やにぎわいを生み出す取組が必要です。
- 近年、農業従事者が減少し、高齢化や後継者不足が深刻になっています。このため、農業の担い手の育成や、遊休農地の活用、農家の経営基盤を強化する取組が求められています。また、有害鳥獣による農作物の被害防止のための対策も必要です。
- 近年、台風などの災害が多発しており、森林の荒廃が進行しています。また、所有者の高齢化や後継者不足、所有者不明森林の増加などから森林の整備が行き届かず、倒木などが放置された状況となっています。所有者、企業、ボランティア、行政の協働により、継続的に整備を進めていく必要があります。
- 働く意欲をもちながら、就労が困難となっている人に対し、相談や訓練、資格取得などの就労支援を行っていく必要があります。また、労働者が生きがいやゆとりを感じながら充実した生活をおくることができるよう、働き方改革の取組が進められており、ワークライフバランスなど、労働環境の充実が求められています。



## 施策の方向（6-1）

① 商工業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工会や企業などと連携し、地元での購買促進や空き店舗の活用など、商店街をはじめとする商工業の活性化に向けた取組を支援します。</li> <li>● 商工会などと連携し、セミナーの開催や融資などにより、創業者をはじめとする事業者を支援するとともに、本町の特性に適した企業立地を促進します。</li> </ul>
② 都市農業・林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な担い手による営農環境の整備や、生産緑地地区の指定など、都市農業の振興を図ります。</li> <li>● 朝市などにより生産者と消費者の交流を促進し、地元農産物の地産地消を図るとともに、ファミリー農園などによる農とふれあう機会の提供など、遊休農地を活用する取組を進めます。</li> <li>● 水路など農業用施設の適切な維持管理に努めるとともに、有害鳥獣被害防止対策を推進します。</li> <li>● 所有者や大阪府、企業、ボランティアとの連携により、森林の保全整備を進めるとともに、所有者の把握や、林産物のPRと有効活用に努めます。</li> </ul>
③ 雇用・労働環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や障害者、ひとり親家庭などの就労支援の充実を図るため、ハローワークやシルバー人材センターなどの関係機関とのさらなる連携を図ります。</li> <li>● 関係機関との連携により、ワークライフバランスの推進やハラスメント防止など、働きやすい環境づくりのための啓発や、技能・知識習得のための支援などを行います。</li> </ul>

## 参考指標

指標	現状	めざす方向性
商店街の空き店舗数	16 店舗 (令和元年11月)	↓ (減少)
ファミリー農園の利用区画数	393 区画 (令和元年11月)	↑ (増加)
町内の事業所数・従業者数	616 事業所 7,052 人 (平成28年)	↑ (増加)

## 関連する主な個別計画等

- まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 森林整備計画

## 関連する主なSDGs



## 6-2 歴史・文化

### めざすまちの姿

- 住民がまちの歴史や文化に愛着や誇りをもち、歴史遺産や文化芸術に親しむ環境が整ったまちをめざします。

### 現状と課題

- 長い歴史の中で伝えられてきた歴史文化遺産は、住民の貴重な財産であり、大切に保存して次の世代に伝えていくことが必要です。また、まちの魅力や誇りとして、観光、にぎわいづくりなど、まちづくりの資源として活用していくことも重要です。
- 心の豊かさを求めて、人々の文化芸術に対する関心が高まっており、住民が文化芸術に親しむ環境づくりが求められています。
- 歴史文化遺産の保存と活用や、文化芸術活動の振興により、住民の郷土への理解や愛着を高め、心豊かな地域社会を築いていくことが必要です。
- 歴史文化資料館の耐震化が課題となっています。



歴史文化資料館（国登録有形文化財）



史跡桜井駅跡（国指定史跡）



関大明神社本殿（府指定文化財）



水無瀬駒（町指定文化財）



若山神社 絵馬（町指定文化財）



須恵器 大甕（町指定文化財）



後鳥羽天皇像（国宝・複製）

### 施策の方向（6-2）

① 歴史文化資料館の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史文化の情報発信拠点として、また、住民の交流の場として、有効活用を図ります。</li> <li>● 常設展の入れ替えや企画展の開催など、展示内容の充実に努めます。</li> </ul>
② 文化財の保護と調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 埋蔵文化財調査をはじめ、地域の民俗資料や古文書の調査を行います。</li> <li>● 大学などの研究機関に協力を求め、資料研究の充実に努めます。</li> <li>● 町内の重要な歴史遺産を調査し、文化財指定などを進め、文化財の保存・活用・保護に努めていきます。</li> <li>● 地域文化を調査し、本町の「ふるさと再発見」を行っていきます。</li> </ul>
③ 歴史文化遺産を活用した地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 郷土の歴史や文化財、伝統行事などの紹介や案内に努めます。</li> <li>● 子どもたちが地域の歴史や文化を学び、歴史文化遺産に親しむ環境づくりを進め、ふるさと島本を大切に思う心を育てます。</li> <li>● 歴史文化遺産をまちづくりのための資源として活用します。</li> </ul>
④ 文化芸術活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化芸術活動や地域文化の振興を図るため、住民の自主的な活動を基本としながら、団体・サークルの育成や活動の支援に努めます。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状	めざす方向性
歴史文化資料館の利用者数	10,891人（平成30年度）	↑（増加）
町文化財の指定件数	7件（令和元年度末）	↑（増加）

### 関連する主な個別計画等

- 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項

### 関連する主なSDGs



### 6-3 観光・魅力発信

#### めざすまちの姿

- 観光などによる交流やにぎわいづくりが進み、まちの魅力が積極的に発信され、町内外の人々が魅力を感じ、暮らしたい、働きたい、訪れたいと思えるまちをめざします。

#### 現状と課題

- 国内外からの観光客に対応すべく、観光資源の整備などにより、まちに活気やにぎわいを生み出すことが必要です。特にサントリー山崎蒸溜所には外国人も含めて多くの観光客が訪れており、水無瀬川をはじめとする自然や歴史文化遺産など、町内の他のスポットや商店へ周遊するための環境づくりなどが求められています。
- 高槻市や大山崎町などの近隣自治体、住民団体、商店・企業などと連携して観光振興やにぎわいづくりに向けた取組を行っていますが、引き続き、各種団体・機関などとの連携のもと、互いの資源や強みを生かした取組を進めることが必要です。
- 町のイメージキャラクター「みづまるくん」の活用や、商工会などと連携した「離宮の水ブランド認証商品」など、地域資源を生かした取組を進めていますが、今後、さらに地域ブランドの育成やまちの魅力発信に取り組み、まちの知名度の向上を図るとともに、本町に対する愛着や誇りを醸成することが必要です。



サントリー山崎蒸溜所



名水百選「離宮の水」



### 施策の方向（6-3）

<p>① 観光振興とにぎわいづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近隣自治体との広域的な連携とともに、住民団体や事業者などとの協働により、観光振興に努めます。</li> <li>● 本町の自然、歴史文化、産業、イベントなどを観光資源として活用し、観光による集客を産業や地域の活性化につなげるための方策を検討します。</li> <li>● イベントなどのにぎわいづくりに取り組む団体や事業者を支援します。</li> </ul>
<p>② まちの魅力の創出・発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商店・企業・住民団体などと連携し、地域資源を生かした名産品の開発支援など、地域ブランドの育成を図るとともに、新たな魅力の発掘・創出にも取り組みます。</li> <li>● さまざまな媒体を活用し、本町の魅力やまちづくりの取組を積極的に情報発信します。また、スポーツや文化など各分野で活躍する住民や町出身者などを顕彰し、応援する取組を進めます。</li> </ul>

#### 参考指標

指標	現状 (平成30年度)	めざす方向性
新聞掲載件数	38件	↑ (増加)

#### 関連する主な個別計画等

- まち・ひと・しごと創生総合戦略



#### 関連する主なSDGs



尺代あまご・ます釣り場



# 第7章 持続可能なまちづくり

## 7-1 行財政運営

### めざすまちの姿

- 健全で安定した行財政運営のもと、各分野のまちづくりが総合的に推進され、将来にわたって、持続的に質の高い住民サービスが提供できるまちをめざします。

### 現状と課題

- 厳しい財政状況が続く中、社会経済情勢の変化、多様化・複雑化する住民ニーズなど、拡大する行政課題に適切に対応するため、将来に向けて持続可能な行財政運営が求められています。今後は、高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加に加え、子育て世代への対応や老朽化した公共施設への対策など、多額の財源が必要となるため、引き続き、行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化に努める必要があります。
- 安定した行財政運営のためには財源確保が不可欠であり、町税などの自主財源の安定確保をはじめ、多様な手法による歳入確保の取組が必要です。
- 行政サービスの維持やさまざまな課題への対応、効率的な行政運営のため、自治体間のより一層の連携が必要です。
- 公共施設については老朽化が進んでおり、今後、多額の更新・維持管理費用が必要となる見込みです。そのため、長期的な視点をもって、施設保有量の圧縮、適切な維持管理による長寿命化、効率的な管理運営などに計画的に取り組むことにより、適切な配置を実現し、財政負担を軽減・平準化することが必要です。
- 情報化社会に対応するため、本町においても、情報システムの整備や社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応などの基盤整備を進めるとともに、さまざまな脅威から情報資産を守り、適切な情報管理に努めてきました。今後も、適切に情報管理などを行いながら、クラウド型システムやAI（人工知能）、RPA（自動化技術）などの情報通信技術（ICT）を活用し、サービス向上や効率化に取り組むことが必要です。
- 限られた人員体制のもと、高度化・多様化する行政需要に対応し、質の高い住民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが意欲をもち、能力を最大限発揮できるよう、人材の育成に努めるとともに、機能的な組織体制の構築に努める必要があります。

## 施策の方向（7-1）

① 健全な行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 限られた財源と人材を有効活用し、持続的にサービスを提供するため、優先度、必要性、費用対効果などを踏まえて事務事業を精査し、見直しと効率化、経費削減を進め、時代や住民ニーズに応じた事業への集中・転換を図ります。</li> <li>● 積極的な財源確保と効率的な財源配分に取り組み、収支の均衡を図りながら計画的な財政運営に努めることにより、財政の健全化を推進します。</li> <li>● 財政状況や今後の見通しについて、わかりやすく公表します。</li> </ul>
② 多様な主体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本町が抱える課題の解決や新たな行政需要への対応、住民サービスの向上や効率化をめざし、さまざまな行政分野において、近隣自治体との広域連携を推進します。また、圏域単位の行政や市町村合併など、将来にわたって行政水準を維持するための手法について、情報収集や情報提供に努めます。</li> <li>● 企業・大学・公益法人・住民団体など、多様な主体と連携・協働した取組を進め、地域や民間の人材、知識、技術などをまちづくりに活用します。</li> </ul>
③ 公共施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老朽化の状況や維持更新費用、利用状況などを考慮しながら、施設の統廃合や多機能・複合化、民間活力の活用や広域連携などによる施設保有量の圧縮を図り、施設の適正配置を進めます。</li> <li>● 計画的で適切な維持管理による長寿命化、施設運営の効率化などを進め、維持・更新費用の削減や平準化を図ります。</li> </ul>
④ 情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マイナンバー制度やICTの活用などによる業務やサービスの電子化を進め、住民の利便性の向上と業務の効率化を図ります。</li> <li>● 自治体クラウドなどのクラウド型システムを導入し、経費の削減、業務の効率化、災害時の業務継続性の確保などを図ります。</li> <li>● 情報セキュリティ対策を推進します。</li> </ul>
⑤ 人材育成と組織基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員研修や人事評価制度などを活用して人材の育成に努め、待遇など職員対応力の向上や経営感覚のさらなる醸成に取り組めます。また、任用形態などにかかわらず、意欲をもって働くことができる環境づくりに努めます。</li> <li>● 組織の生産性向上や働き方改革への対応に向け、業務の効率化、部局間の連携などを進め、必要な人材を確保しながら職種などに応じた定員管理に努めるとともに、必要に応じ組織の見直しを図り、簡素で機動力のある組織体制を構築します。</li> </ul>

### 参考指標

指標	現状	めざす方向性
経常収支比率	101.7% (平成30年度)	↓ (100% 未満)
計画期間中における新たな連携事業数 (自治体、事業者など)	—	↑ (増加)

### 関連する主な個別計画等

- 行財政改革プラン
- 公共施設総合管理計画
- 人材育成基本方針
- 特定事業主行動計画

### 関連する主なSDGs



# 資料編

---

- 
- 1 参考指標一覧
  - 2 関連する主な個別計画等一覧
  - 3 SDGs（持続可能な開発目標）について
  - 4 歴史年表
  - 5 文化財一覧
  - 6 関係条例など
  - 7 策定経過
  - 8 用語解説

# 巻末 資料編

## 1 参考指標一覧

施策分野	指標	現状	めざす方向性	備考（現状値の時点等）
1-1 人権・平和・男女共同参画	審議会などにおける女性委員の比率	37.4%	↑（増加）	平成31年4月1日時点（町審議会等の女性委員の割合）
1-2 参画・協働・情報共有	自治会加入世帯数	8,381 世帯	↑（増加）	令和元年6月1日時点
	町ホームページのアクセス件数（トップページへの月平均アクセス数）	20,332 件	↑（増加）	平成30年度実績
1-3 交流・多文化共生	外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う児童・生徒の割合	小学校 71.4% 中学校 69.9%	↑（増加）	平成31年度全国学力・学習状況調査（小学6年・中学3年対象）
2-1 環境保全	森林ボランティア登録者数	116 人	↑（増加）	平成31年4月時点（町内の森林ボランティア団体の登録者数）
	町内の二酸化炭素年間排出量	147 千 t	↓（減少）	平成28年度実績（環境省「部門別CO2排出量の現状推計」より）
	住民1人1日当たりのごみ排出量	656g/人	↓（減少）	平成30年度実績
2-2 都市計画・住環境	生産緑地地区の指定面積	約 1.83ha	↑（増加）	平成31年4月1日時点
2-3 都市基盤	橋りょうの補修・補強の進捗率	29.2%	↑（100%）	平成30年度末時点（橋梁長寿命化修繕計画に基づく進捗率）
	公園面積	12.1ha	↑（増加）	平成30年度末時点（町管理公園及び淀川河川公園の面積）
2-4 上下水道	水道管路の耐震適合化率	28.5%	↑（増加）	平成30年度末時点
	公共下水道の人口普及率	95.7%	↑（増加）	平成30年度末時点
3-1 防災・危機管理	自主防災組織の加入率	46.4%	↑（増加）	平成31年4月1日時点
	各団体・事業者との防災協定締結数	44 件	↑（増加）	平成30年度末時点
	町有建築物の耐震化率	82.1%	↑（100%）	平成31年4月1日時点
3-2 消防・救急	火災発生件数	4 件	↓（0をめざす）	平成30年実績（1～12月）
	普通救命講習の年間受講者数	296 人	↑（増加）	平成30年度実績
3-3 交通安全・防犯・消費者保護	交通事故の発生件数	41 件	↓（減少）	平成30年実績（1～12月）
	刑法犯罪の発生件数	119 件	↓（減少）	平成30年実績（1～12月）

施策分野	指標	現状	めざす方向性	備考（現状値の時点等）
4-1 健康・医療	健康寿命	男性 80.61 歳 女性 84.56 歳	↑（増加）	平成28年度（大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課「健康寿命算出方法の指針」より）
	特定健診の受診率	37.4%	↑（増加）	平成29年度実績（国民健康保険加入者の受診割合）
4-2 地域福祉	コミュニティソーシャルワーカーの活動件数	528 件	↑（増加）	平成30年度実績
	生活困窮者への自立支援による就労者数	9 人	↑（増加）	平成30年度実績（生活保護制度、生活困窮者自立支援事業による就労支援の実績）
4-3 高齢者福祉	高齢者のうち、要支援・要介護認定を受けている人の割合（総合事業対象者を含む）	65歳以上 17.0%	↓（減少）	平成30年度実績
	いきいき百歳体操の参加率	65歳以上 7.5% 75歳以上 10.5%	↑（増加）	平成30年度実績
4-4 障害者福祉	児童発達支援事業の利用児童数	43 人	↑（増加）	平成30年度実績
	福祉施設から一般就労への移行者数	7 人	↑（増加）	平成30年度実績
4-5 生涯学習・スポーツ	町立図書館の年間来館者数	121,400 人	↑（増加）	平成30年度実績
5-1 子ども・子育て支援	保育所の待機児童数	107人	↓（0をめざす）	令和2年3月1日時点
	学童保育の待機児童数	0 人	→（0を維持）	令和2年3月1日時点
5-2 学校教育	学力調査の平均正答率が全国平均を上回る教科の割合	小学校 100% 中学校 100%	→（維持）	平成31年度全国学力・学習状況調査（小学6年・中学3年対象）
	実用英語検定3級相当以上の英語力をもつ中学3年生の割合	71.5%	→（維持）	令和元年度英語教育実施状況調査
	家で自分で計画を立てて勉強している児童・生徒の割合	小学校 67.4% 中学校 46.6%	↑（増加）	平成31年度全国学力・学習状況調査（小学6年・中学3年対象）
6-1 産業・労働	商店街の空き店舗数	16 店舗	↓（減少）	令和元年11月時点
	ファミリー農園の利用区画数	393 区画	↑（増加）	令和元年11月時点
	町内の事業所数・従業者数	616 事業所 7,052 人	↑（増加）	平成28年経済センサス
6-2 歴史・文化	歴史文化資料館の利用者数	10,891 人	↑（増加）	平成30年度実績
	町文化財の指定件数	7 件	↑（増加）	令和元年度末時点
6-3 観光・魅力発信	新聞掲載件数	38 件	↑（増加）	平成30年度実績（町の施策、町内のイベント、自然・歴史・産業などの地域資源についての記事件数）
7-1 行財政運営	経常収支比率	101.7%	↓（100%未満）	平成30年度実績
	計画期間中における新たな連携事業数（自治体、事業者など）	—	↑（増加）	自治体、企業、大学等と新たに連携した件数

## 2 関連する主な個別計画等一覧

施策分野	計画等の名称	計画期間	計画の概要
1-1 人権・平和・男女共同参画	第2期島本町男女共同参画社会をめぐす計画・改定版（しまもとスマイルプラン）	平成24年度～令和3年度	男女共同参画、女性活躍、DV対策等の施策を推進するための計画
2-1 環境保全	島本町環境基本計画	平成27年度～令和6年度	環境保全に関する中長期的な目標と施策の基本的な方向を明らかにし、環境行政の推進を図る
	島本町生物多様性保全・創出ガイドライン	令和元年度～	生物多様性のあり方や配慮すべき事項について示す
	島本町森林整備計画	令和2年度～令和11年度	森林整備の基本的な考え方、区域、森林施業の方法、路網整備の考え方などを示す
	第四期島本町地球温暖化対策実行計画	平成29年度～令和3年度	町の事務・事業で排出される温室効果ガス量の把握、削減、吸収作用の保全・強化を図る
	第8期島本町分別収集計画	平成29年度～令和3年度	容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図るための方針を示す
2-2 都市計画・住環境	島本町一般廃棄物処理基本計画	令和2年度～令和16年度	計画的かつ適正な廃棄物処理の推進を図るための基本方針
	島本町都市計画マスタープラン	平成24年度～令和3年度	都市計画の基本方針として、都市の将来像を示し、地域別の課題に応じた整備方針などを定める
	島本町空家等対策計画	令和2年度～令和11年度	空家等対策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針
	島本町営住宅長寿命化計画	平成25年度～令和4年度	町営住宅の修繕、改善、建替えなどの活用手法を定め、長期的な維持管理を図る
2-3 都市基盤	島本町公共施設総合管理計画	平成28年度～令和7年度	公共施設（公共建築物・インフラ）の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画
	島本町都市計画マスタープラン	(再掲)	
	島本町バリアフリー基本構想	平成20年度～	鉄道駅を中心とした地区で、駅とまちのバリアフリー化の推進を図る
	島本町橋梁長寿命化修繕計画	平成23年度～令和42年度	橋梁の予防的な維持管理を行い、安全・安心な道路ネットワークを維持し、維持費の縮減を図る
2-4 上下水道	島本町公共施設総合管理計画	(再掲)	
	島本町地域水道ビジョン	平成24年度～令和3年度	水道事業の将来像とそれを実現するための施策・工程を示す
	水道管路更新等計画	平成26年度～令和5年度	水道管の計画的な更新を図る
	島本町水道事業財政計画	平成30年度～令和3年度	水道事業の中期的な収支見通し等を示す
	公共下水道事業計画	—	公共下水道の施設の配置等を定める計画
	島本町公共下水道事業財政健全化計画	平成30年度～令和3年度	公共下水道事業の中期的な収支見通しと経営健全化の取組を示す
3-1 防災・危機管理	島本町公共施設総合管理計画	(再掲)	
	島本町地域防災計画	—	災害予防・対策・復旧に関し、町や関係機関の役割を定め、防災活動の推進を図る計画
	島本町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）	平成27年度～	自力避難困難な要支援者の登録や避難支援について定める
	島本町業務継続計画（BCP）	平成30年度～	業務等を整理し、発災時に優先度の高い業務を継続し、通常業務の早期復旧を図る
	島本町国民保護計画	平成18年度～	武力攻撃等から住民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるための計画
	島本町住宅・建築物耐震改修促進計画	平成29年度～令和7年度	公共施設、その他建築物、住宅などの耐震化を促進するための指針
	島本町公共施設耐震化基本計画	平成21年度～	公共施設に対し、耐震改修の促進を図る
	島本町新庁舎建設基本計画	令和元年度～	新庁舎建設を進めるために必要な基本事項を調査・検討し、設計や建設のための要件を示す
	島本町公共施設総合管理計画	(再掲)	
公共下水道事業計画	(再掲)		

施策分野	計画等の名称	計画期間	計画の概要
4-1 健康・医療	健康づくり事業・食育の取組における基本方針	令和元年度～	食育推進の視点も含めた健康づくり事業における方針
	島本町新型コロナウイルス等対策行動計画	平成26年度～	新型コロナウイルスや新感染症が発生した場合の対策を定めた計画
	第3期島本町国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成30年度～令和5年度	効果的、効率的な特定健診・特定保健指導を実施するための計画
	島本町国民健康保険第2期データヘルズ計画	令和元年度～令和5年度	レセプトデータ等の分析に基づき、国保加入者への効果的な保健事業の推進を図る
4-2 地域福祉	第4期島本町地域福祉計画／第1期島本町自殺対策計画	令和元年度～令和5年度	総合的な地域福祉の推進を図る計画（各福祉分野と連携しながら自殺予防を推進する計画も包含）
4-3 高齢者福祉	第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画	平成30年度～令和2年度	高齢者に対する保健福祉施策、介護サービス等を円滑に実施するための方針を示す
4-4 障害者福祉	第3次島本町障害者計画	平成30年度～令和5年度	全体的な障害者福祉施策の方向性を示す
	第5期島本町障害福祉計画／第1期島本町障害児福祉計画	平成30年度～令和2年度	障害福祉サービス・障害児支援サービスの目標や見込量等を定める
4-5 生涯学習・スポーツ	教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項	(単年度)	特色ある教育・保育行政を実現するための具体的方策として毎年度策定
	島本町子ども読書活動推進のための方針	令和元年度～	子どもの読書活動を推進するための方針
5-1 子ども・子育て支援	第二期島本町子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度	子ども・子育て支援施策を総合的に推進
	島本町保育基盤整備加速化方針	平成30年度～	保育所の待機児童・過密化の早期解消及び耐震対応を図るための保育施設整備方針
	第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画	令和2年度～令和6年度	ひとり親家庭や寡婦への支援施策の方向性を定める
	教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項	(再掲)	
5-2 学校教育	第2期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年度～令和6年度	地方創生施策を総合的・計画的に実施するための計画
	教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項	(再掲)	
6-1 産業・労働	第2期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略	(再掲)	
	島本町森林整備計画	(再掲)	
6-2 歴史・文化	教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項	(再掲)	
6-3 観光・魅力発信	第2期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略	(再掲)	
7-1 行財政運営	第六次島本町行財政改革プラン	平成30年度～令和4年度	行財政改革を継続的・総合的に推進するための計画
	島本町公共施設総合管理計画	(再掲)	
	島本町人材育成基本方針	平成29年度～	職員の能力向上・能力開発を推進し、組織経営感覚を持った職員の養成を推進する
	島本町特定事業主行動計画	令和2年度～令和7年度	町職員の仕事と家庭の両立、女性活躍の推進を図る

※令和2年度時点で策定済（開始予定）の計画、計画に準ずる方針等を記載

### 3 SDGs（持続可能な開発目標）について

「SDGs」(Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年に国連サミットで令和12(2030)年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す国際目標です。発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成され、「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

国では、平成28(2016)年に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、SDGs実施のための国の指針「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定しました。その中では、国として優先的に取り組むべき8つの優先課題と具体的施策を定めるとともに、SDGs推進にあたっての自治体の役割の重要性を指摘しています。また、平成29(2017)年には「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」が閣議決定され、地方自治体におけるSDGsの取組推進が位置付けられました。

本町の「第五次総合計画」においても、SDGsの目標を踏まえて、持続可能な地域社会づくりに取り組んでいくため、基本計画の施策分野ごとに関連する主な目標(ゴール)を示し、整理を行っています。

- 
**目標1 貧困**  
 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 
**目標2 飢餓**  
 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 
**目標3 保健**  
 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 
**目標4 教育**  
 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 
**目標5 ジェンダー**  
 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
- 
**目標6 水・衛生**  
 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 
**目標7 エネルギー**  
 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
- 
**目標8 経済成長と雇用**  
 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
- 
**目標9 インフラ、産業化、イノベーション**  
 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

- 
**目標10 不平等**  
 国内及び各国家間の不平等を是正する。
- 
**目標11 持続可能な都市**  
 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 
**目標12 持続可能な消費と生産**  
 持続可能な消費生産形態を確保する。
- 
**目標13 気候変動**  
 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 
**目標14 海洋資源**  
 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 
**目標15 陸上資源**  
 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- 
**目標16 平和**  
 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 
**目標17 実施手段**  
 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



### 施策との対応表

SDGsの17ゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済・雇用	インフラ・産業	不平等	都市	消費・生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
<b>1-1 人権・平和・男女共同参画</b>				●	●			●		●							●
<b>1-2 参画・協働・情報共有</b>																	●
<b>1-3 交流・多文化共生</b>				●						●							●
<b>2-1 環境保全</b>				●		●	●				●	●	●	●	●		
<b>2-2 都市計画・住環境</b>											●						
<b>2-3 都市基盤</b>									●		●						
<b>2-4 上下水道</b>						●					●						
<b>3-1 防災・危機管理</b>											●		●				
<b>3-2 消防・救急</b>											●		●				
<b>3-3 交通安全・防犯・消費者保護</b>				●							●						●
<b>4-1 健康・医療</b>		●	●														
<b>4-2 地域福祉</b>	●	●						●		●							
<b>4-3 高齢者福祉</b>				●				●									
<b>4-4 障害者福祉</b>				●	●			●		●							
<b>4-5 生涯学習・スポーツ</b>					●						●						
<b>5-1 子ども・子育て支援</b>	●		●	●													●
<b>5-2 学校教育</b>				●						●							●
<b>6-1 産業・労働</b>		●		●				●	●						●		
<b>6-2 歴史・文化</b>											●						
<b>6-3 観光・魅力発信</b>								●				●					
<b>7-1 行財政運営</b>																	●

## 4 歴史年表

	時代 / 年代	できごと
原始 古代	2～1万年前	島本の地に人が住み始める（山崎西遺跡）
	6世紀中頃	古墳が築かれる（越谷古墳群・源吾山古墳群・神内古墳群）
	大宝1（701）	僧行基が西八王子社（現：若山神社）を創建したと伝える
	和銅4（711）	嶋上郡に大原駅を置く
	天平勝宝8（756）	「摂津職嶋上郡水無瀬荘図」作られる（この頃、水無瀬荘が東大寺の荘園となる）
	延暦11（792）	桓武天皇、以後たびたび水無瀬野に遊ぶ
平安 時代	弘仁2（811）	嵯峨天皇、水無瀬野に遊び、山崎駅に宿す
	長徳2（996）	内大臣藤原伊周、左遷の途中、関戸院（現：関大明神社の場所）に滞在
	治安2（1022）	藤原道長、高野山からの帰途、関戸院でもてなしを受ける
	治承3（1179）	歌人・待宵小侍従が尼となり、石清水八幡宮や桜井に住む
	寿永2（1183）	平時忠、都落ちの途中、関戸院から男山を拝し、環京を祈る
鎌倉 時代	正治1（1199）	この頃、後鳥羽上皇、水無瀬殿（離宮）建立
	建保4（1216）	洪水のため水無瀬殿流失
	建保5（1217）	新しく水無瀬殿を建立
南北朝 時代	延元1（1336）	楠木正成が子の正行と桜井で別れ湊川に出陣（「太平記」桜井の別れの伝承）
	正平8（1353）	後村上天皇、水無瀬御影堂に願文を寄せる
室町 時代	長享2（1488）	連歌師の宗祇・肖柏・宗長、水無瀬御影堂に「水無瀬三吟百韻」を奉納
	文亀2（1502）	連歌師の宗鑑、この頃から山崎宗鑑と署名（町内に屋敷跡の伝承あり）
江戸 時代	慶安3（1650）	高槻藩主・永井直清、桜井に待宵小侍従顕彰碑を建立
	元禄1（1688）	松尾芭蕉、山崎宗鑑の遺跡を訪ねる
	元禄8（1695）	山崎渡し・水無瀬渡し（広瀬渡し）の渡船管理、広瀬村に移る
	正徳2（1712）	水無瀬川で製油のための水車運行はじまる
	享保2（1717）	この頃、水無瀬川付け替え（以後、高浜渡し盛んになる）
	天明2（1782）	桜井で陶器製造始まる（桜井焼・楠公焼などと呼ばれ、大正時代まで続く）
	天保2（1831）	東大寺村の住民が「おかげ踊り図絵馬」を西八王子社（現：若山神社）に奉納
	明治	明治4（1871）
明治6（1873）		山崎村と東大寺村の一部、京都府から大阪府に編入
明治7（1874）		小学校できる（現：第一小学校の前身、当初は広瀬の阿弥陀院内に開設）
明治9（1876）		官設鉄道の大阪～向日間が開通、「山崎」駅開設（現：JR山崎駅）
明治22（1889）		「 <b>島本村</b> 」が誕生（大沢・尺代・山崎・東大寺・広瀬・桜井・高浜の7村が合併、当時の人口約2,600人）
大正	大正4（1915）	平坦部に電灯がつく
	大正10（1921）	山崎郵便局で電話交換はじまる
	大正12（1923）	山崎で日本初のモルトウイスキー蒸溜所建設に着手（現：サントリー山崎蒸溜所、翌年操業開始）
	大正15（1926）	大日本紡績山崎絹糸工場できる（現：大阪染工）

	時代 / 年代	できごと
昭和	昭和3（1928）	新京阪電鉄高槻～西院間が開通、「大山崎」駅開設（現：阪急大山崎駅）
	昭和7（1932）	国道171号線できる
	昭和10（1935）	新京阪電鉄「上牧桜井ノ駅」駅開設（現：阪急上牧駅）
	昭和13（1938）	島本郵便局できる（山崎→のち東大寺に移転、現：島本東大寺郵便局）
	昭和14（1939）	新京阪電鉄「桜井ノ駅」駅開設（現：阪急水無瀬駅）、楠公道路できる
	昭和15（1940）	「 <b>島本町</b> 」が誕生（町制を施行、当時の人口約6,000人）
	昭和16（1941）	史跡桜井駅跡に記念館できる（麗天館、現：歴史文化資料館）
	昭和20（1945）	大阪水上隣保館が戦災のため大阪市内から移転（現：遙学園などの前身）
	昭和21（1946）	山崎保育園できる
	昭和22（1947）	町立中学校できる（現：第一中学校、当初は小学校内に開設）
	昭和27（1952）	町教育委員会が発足、町営住宅の建設はじまる
	昭和28（1953）	町立保育所できる（旧：第一保育所、東大寺に開設）
	昭和32（1957）	町営プールできる
	昭和34（1959）	上水道の一部給水開始
	昭和35（1960）	町制施行20周年、島本町社会福祉協議会が発足
	昭和36（1961）	人口1万人を超える
	昭和37（1962）	山崎の渡し廃止、島本町商工会が発足
	昭和38（1963）	小学校で完全給食、第二保育所できる（江川）、名神高速道路開通、阪急京都線高架化
	昭和39（1964）	第二小学校できる、第1回町文化祭を開催、東海道新幹線営業開始
	昭和40（1965）	島本水無瀬郵便局できる
	昭和42（1967）	第1回町体育祭を開催（現：町民スポーツ祭）、豪雨被害で災害救助法適用
	昭和43（1968）	町章を制定
	昭和44（1969）	山崎幼稚園できる
	昭和45（1970）	町制施行30周年、町消防本部を設置（広瀬）、市街化区域・市街化調整区域を指定
	昭和46（1971）	町立幼稚園できる（現：第一幼稚園、当初は桜井に開設）、キリスト教保育専門学院できる（現：大阪保育福祉専門学校）
	昭和47（1972）	町福祉事務所を設置、清掃工場・大藪浄水場できる、町の花を制定
	昭和48（1973）	住民センター・ホールが開館（広瀬から役場移転）、第三小学校できる 第三保育所できる（青葉）、人口2万人を超える
	昭和49（1974）	府立島本高校できる、大沢キャンプ場できる
	昭和50（1975）	島本町史を発行、第二幼稚園できる（東大寺）、都市計画道路水無瀬鶴ヶ池線が開通
	昭和51（1976）	淀川河川公園島本地区できる、第四保育所できる（桜井）
	昭和52（1977）	第二中学校できる
	昭和53（1978）	解放会館できる（現：人権文化センター）、図書館できる（広瀬） 消防本部が移転（広瀬→若山台）、島本高校ラグビー部が全国大会初出場（その後も3回出場）
	昭和54（1979）	障害者授産施設できる（やまぶき園の前身、当初は江川に開設）
昭和55（1980）	町制施行40周年、第二保育所が移転（江川→広瀬）	
昭和56（1981）	町立体育館できる、第四小学校できる	
昭和57（1982）	第一次総合計画を策定、町民憲章を制定	
昭和59（1984）	情報公開制度を開始	
昭和60（1985）	「離宮の水」が名水百選に選ばれる、人権擁護に関する基本条例を制定 個人情報保護制度を開始	
昭和62（1987）	人口3万人に到達、「核兵器廃絶・平和都市」宣言	
昭和63（1988）	山崎ポンプ場できる、町道尺代・若山台幹線開通、町内初の百歳高齢者	

## 時代 / 年代

## できごと

平成 1 (1989)	水無瀬駅前ロータリーが完成、防災行政無線を整備
平成 2 (1990)	町制施行 50 周年、第三保育所が閉園、公共下水道の一部供用開始
平成 3 (1991)	清掃工場建替え、特別養護老人ホームできる (弥栄の郷)
平成 4 (1992)	町立やまぶき園が移転 (青葉の旧第三保育所施設に)、シルバー人材センター開設
平成 5 (1993)	第二次総合計画を策定、役場などで完全週休五日制、乳幼児医療費助成を開始
平成 6 (1994)	全町でゴミ分別収集を開始、第一幼稚園が移転 (桜井→青葉)
平成 7 (1995)	阪神・淡路大震災 (町内でも負傷・建物破損等の被害)、老人保健施設できる (若山荘)
平成 8 (1996)	水道部庁舎できる、ふれあいセンターが開館 (図書館もセンター内に移転)
平成 9 (1997)	なみはや国体に伴い町内でレディース・バレーボール大会を開催、教育センター開設
平成 10 (1998)	府営水道 (高度浄水処理水) を一部導入
平成 12 (2000)	町制施行 60 周年、介護保険制度開始
平成 13 (2001)	町ホームページを開設、山崎保育園が移転、第一保育所が閉園
平成 14 (2002)	小中学校で完全週休五日制
平成 15 (2003)	第三次総合計画を策定、水無瀬川緑地公園・町営緑地公園住宅できる 人口が3万人を割り込む
平成 18 (2006)	英語教育特区に認定、地域包括支援センターを設置、「いきいき百歳体操」開始
平成 20 (2008)	JR「島本」駅開業、歴史文化資料館を開設、文化財保護条例を制定
平成 22 (2010)	町制施行 70 周年、まちづくり基本条例を制定
平成 23 (2011)	人口が再び3万人を超える、第四次総合計画を策定 水無瀬駅バリアフリー化工事完成
平成 24 (2012)	町税・水道料金等のコンビニ納付開始、豪雨により町内で浸水被害
平成 25 (2013)	小学校普通教室にエアコン設置、住民ホールを廃止
平成 26 (2014)	尺代5号線を整備、町立プールを廃止
平成 27 (2015)	パスポート発給事務を高槻市に委託、民間保育園できる (高浜学園) 町フェイスブックを開始、広報誌をリニューアル (A4・一部カラー化)
平成 28 (2016)	ゴミ袋の透明・半透明化を実施、通学路に防犯カメラ設置 小規模保育事業所できる (RICホープ島本保育園)
平成 29 (2017)	中学校で完全給食、フランクフォート市と姉妹都市提携 し尿処理事務を高槻市に委託、北摂地区で図書館共同利用を開始 地域密着型特別養護老人ホームできる (島本の郷) 小規模保育事業所できる (ぬくもりのおうち保育島本園) 町の Mascot キャラクター「みづまるくん」が誕生
平成 30 (2018)	大阪府北部地震・西日本豪雨・台風 21 号で町内に被害 保育基盤整備加速化方針を策定
令和 1 (平成 31) (2019)	高槻市と観光連携協定、生産緑地地区を指定、やまぶき園・第二幼稚園が閉園 町立キャンプ場を廃止、障害者地域生活支援拠点施設できる (地域福祉支援センター島本) 小規模保育事業所 2 か所できる (ぬくもりのおうち保育若山台園、るりの詩保育園) 民間保育園できる (RIC ホープ水無瀬保育園)
令和 2 (2020)	町制施行 80 周年、第五次総合計画を策定、大阪青凌中学・高校が移転開校

平成

令和

## 5 文化財一覧

指定	分野	種別	名称	指定年	
国	国 宝	書 跡 等	後鳥羽天皇宸翰御手印置文	大 正 2	
		絵 画	紙本著色後鳥羽天皇像 (伝藤原信実筆)	昭和 24	
	重要文化財	建 築 物	水無瀬神宮客殿	大正 15	
			水無瀬神宮茶室	大正 15	
		書 跡 等	後鳥羽院御置文案文 後鳥羽院宸翰御消息 紙本墨書後村上天皇宸翰御願文	明治 30 大 正 9 昭和 10	
	史 跡	史 跡	桜井駅跡 (楠正成伝説地)	大正 10	
	重要美術品	書 跡 等	後鳥羽天皇御四百回忌御法楽御短冊 (後水尾天皇宸翰以下 20 葉) 後水尾天皇宸翰御懐紙 (後鳥羽天皇御製「見わたせば」) 御歴代宸翰御法楽御短冊 (後西天皇宸翰以下 25 葉)	昭和 17	
			島本町立歴史文化資料館 (旧麗天館)	平成 27	
			水無瀬神宮本殿 水無瀬神宮拝殿及び幣殿 水無瀬神宮手水舎 水無瀬神宮神庫 水無瀬神宮神門及び築地塀 若山神社本殿	平成 28 平成 30	
	大阪府	府 指 定 有形文化財	建 築 物	関大明神社本殿 附:棟札 (12 枚)	昭和 22
			有形民俗文化財	若山神社「東大寺村おかげ踊図絵馬」	平成 16
		府 指 定 天然記念物	植 物	大沢のすぎ	昭和 52
				尺代のやまもも 若山神社のツブラジイ林	昭和 53 平成 14
	島本町	町 指 定 文化財	歴 史 資 料	水無瀬駒 関連資料	平成 21
彫 刻			神像 (伝 聖徳太子七歳像) 宝城庵 薬師如来立像 勝幡寺 薬師如来立像	平成 22 平成 23 平成 24	
			有 形 民 俗 文 化 財	勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式	平成 26
			考 古 資 料	須恵器 大甕	平成 27
有 形 民 俗 文 化 財			若山神社 絵馬	平成 30	

※令和2年3月末時点

## 6 関係条例など

### 島本町民憲章（昭和57年制定）

自然は 大地をつくり、

人間は まちをつくります。

まちは 住む人びとの参加によって、より住みよいまちへと発展します。

わたくしたち島本町民は、めぐまれた自然と文化を生かし、互いに助けあいみんなの幸せをねがって、この憲章をさだめます。

1 わたくしたちは、自然を愛し 水と緑の美しいまちをつくります。

1 わたくしたちは、きまりを守り 心のふれあいを大切にします。

1 わたくしたちは、教養をたかめ 豊かな文化をまもり育てます。

1 わたくしたちは、健全な心身をやしなひ 明るい家庭をきずきます。

1 わたくしたちは、若い力を伸ばし 未来へ希望をもってすすみます。

### 島本町まちづくり基本条例（平成22年制定・平成23年施行／平成31年一部改正）

私たちのまち島本町は、木津川、宇治川、桂川の三川が合流し淀川となる右岸に位置し、古くから京都と大阪を結ぶ主要幹線を有する交通の要衝として栄えてきました。

また、町域の約7割が山林や原野で、まちの中央を清流「水無瀬川」が流れるなど豊かな自然環境と歴史遺産に恵まれています。中でも大阪府内で唯一、名水百選に選ばれた「離宮の水」をはじめ、島本の水は、名水の誉れ高く、まちの誇りであり貴重な財産です。

私たちは、先人たちがたゆまぬ努力で築き、守り、育んできた豊かな自然環境と歴史、文化、産業を更に調和させ、島本町にこれからも住み続けたいと思える魅力的なまちとして、次世代の人たちに引き継いでいかなければなりません。

町は、これまで町民憲章の制定、人権尊重のまちづくりの推進、情報公開制度をはじめとする諸制度を整えるとともに、住民福祉の増進を図ることなどを町政の基本として運営してきました。

今日、地方分権が本格的に進み、地方自治体の役割と責任が拡大する中、今まで以上に、住民が自治の主役として積極的に町政に参画し、議会及び町と協働してまちづくりを推進することが求められています。

私たちは、平和を願い、お互いが助け合い、一人ひとりの命の尊さと人間の尊厳を認識し、すべての人びとの人権を尊重しながら、島本町民憲章に明記されている「自然は大地をつくり、人間はまちをつくります。まちは住む人びとの参加によって、より住みよいまちへと発展します。」という理念に沿って、自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまちを実現するため、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、住民自治の原則に基づき、島本町における住民の参画と協働によるまちづくりについての基本的な事項を定め、住民、議会及び町のそれぞれの役割及び責務を明らかにすることにより、活力に満ちた住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 町内に居住する者、町内で働く者及び学ぶ者並びに次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 町内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。
- (4) 参画 町の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、住民が主体的に参加することをいう。
- (5) 協働 住民、議会及び町が目的を共有し、それぞれの特性と立場を理解し、及び尊重しつつ、対等な立場で自主的に連携しながら協力することをいう。
- (6) コミュニティ 住民が互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に結ばれた組織をいう。

#### 第2章 基本原則

（条例の位置付け）

第3条 この条例は、島本町におけるまちづくりの基本を定める最高規範であり、他の条例、計画等は、この条例の趣旨を十分に尊重し、整合性を図るとともに、住民、議会及び町は、これを遵守しなければならない。

（まちづくりの基本原則）

第4条 この条例に定める目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定めるものとする。

- (1) 住民、議会及び町は、一人ひとりの人権を尊重すること。
- (2) 町は、住民の参画に基づき、まちづくりを行うこと。
- (3) 住民、議会及び町は、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを推進すること。
- (4) 住民、議会及び町は、互いに情報を共有し、町はその保有する情報を積極的に提供すること。
- (5) 住民、議会及び町は、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。

#### 第3章 住民の権利及び責務

（住民の権利及び責務）

第5条 住民は、まちづくりに参画し、まちづくりに関する情報を知る権利を有するものとする。

2 住民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し、協働するよう努めるとともに、公共性を重んじ、自らの行動に責任を持つものとする。

（コミュニティ）

第6条 町は、コミュニティによる地域における活動を支援するものとする。

2 住民、議会及び町は、コミュニティの役割を認識するとともに、尊重しなければならない。

#### 第4章 町議会

（議会の機能）

第7条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、町政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。

2 議会は、住民の意思が町政に反映され、適正に町政運営が行われているかを監視し、けん制する機能を果たさなければならない。

（議会の責務）

第8条 議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を住民と共有し、開かれた議会に努めるものとする。

2 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な条例を定め、住民に対し、議会の役割を明確にするように努めるものとする。

（議員の責務）

第9条 議員は、議会活動に関する情報、町政の状況等について、住民に対して説明するよう努めるものとする。

2 議員は、町政調査、議案提出等の機能を積極的に活用するよう努めるものとする。

3 議員は、住民福祉の向上のため、第7条に規定する議会の機能を踏まえ、前条に規定する議会の責務及び前2項に規定する議員の責務を果たすよう努めるものとする。

#### 第5章 町の責務

第10条 町は、地域社会が直面している多様な課題を的確に把握するとともに、必要な施策を適正に選択し、総合的かつ計画的なまちづくりを行わなければならない。

2 町は、住民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話と合意に基づくまちづくりの推進に努めるものとする。

#### 第6章 情報の共有、情報公開等

（情報の共有）

第11条 町は、住民の参画と協働の実効性を確保するため、住民の共有財産である町の情報を住民に分かりやすく提供するものとする。

2 町は、多様な媒体を通じて広報活動の充実を図るなど、情報提供の体制整備に努めるものとする。

（説明責任）

第12条 町は、施策の立案、決定、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について住民に対し、説明責任を果たさなければならない。

2 町は、町政に関する住民の意見、要望、提案等に対し誠実に応答しなければならない。

（情報公開及び個人情報の保護）

第13条 町は、町政に関する情報について、住民との共有を図るため、情報公開を推進するものとする。

2 町は、個人情報保護のための取扱いを徹底し、個人の権利及び利益を保護するために必要な措置をとらなければならない。

## 第7章 住民参画の推進

(参画の推進)

第14条 町は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じ、住民が参画する機会を保障しなければならない。

(意見公募の実施)

第15条 町は、町の基本的な施策等を策定しようとする場合は、意見公募（パブリックコメント）を実施し、住民からの意見の提出を受け、その意見に対する考え方を公表するとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行わなければならない。

(審議会等への参画)

第16条 町は、その所管する審議会等の委員には、公募による委員を含めるよう努めなければならない。

2 前項の公募による委員の選考に当たっては、男女の構成比、年齢等に配慮し、広く意見が反映されるよう努めなければならない。

(住民投票)

第17条 町は、まちづくりに関する重要事項の決定について、直接住民の意思を確認するために、住民投票を行うことができるものとする。

2 町は、前項の住民投票を実施した場合には、その結果を尊重しなければならない。  
3 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、その都度、条例で定める。

## 第8章 行政運営

(総合計画)

第18条 町は、計画的な町政運営を行うため、総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。  
2 町は、総合計画が社会の変化に対応することができるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。  
3 町は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果を挙げる手法を選択し、住民の満足度の向上に努めなければならない。

(財政運営)

第19条 町は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。

2 町は、予算、決算その他の財政運営に関する情報を住民に分かりやすく公表するものとする。

(行政手続)

第20条 町は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に資するため、行政手続を適正に行わなければならない。

(行政評価)

第21条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、行政評価を行い、その結果を住民に公表するものとする。

## 第9章 条例の見直し

第22条 町は、社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しを行う必要があると認めるときは、速やかにその手続を行うものとする。

2 この条例の見直しに当たっては、住民の意見を広く聴かなければならない。

## 島本町総合計画基本構想の議決に関する条例（平成30年制定・施行）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、総合計画基本構想（島本町まちづくり基本条例（平成22年島本町条例第17号）第18条第1項の総合的な計画のうち、本町の将来像及び政策の大綱を示すものをいう。）の策定、変更及び廃止については、議会の議決すべき事件とする。

## 島本町総合計画審議会条例（昭和55年制定・施行／平成30年一部改正）

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、島本町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、島本町総合計画に関する事項について、調査・審議し、意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町の関係団体が推薦する者
- (3) 住民
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をおのおの1名置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 島本町総合計画審議会条例施行規則（昭和56年制定・施行）

(目的)

第1条 この規則は、島本町総合計画審議会条例（昭和55年条例第14号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、島本町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の運営)

第2条 条例第7条の規定に基づき設置する部会は、審議会会長（以下「会長」という。）が指名する審議会委員（以下「部会委員」という。）をもって組織する。

- 2 部会に部会長及び副部会長をおのおの1名置き、部会委員の互選によつてこれを定める。
- 3 部会長は、部会に分掌させられた事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を会長に報告しなければならない。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 6 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 会長は、随時部会の会議に出席し意見を述べることができる。
- 8 会長は、必要に応じて各部会の調整を図るため、部会の合同会議又は部会長会議を開催することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は部会長が会長の同意を得て定める。

(事務局)

第3条 審議会の事務局は、会長又は部会長の命を受け、会議の運営の補助にあたる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

## 7 策定経過

### 策定経過



実施時期	会議等	主な内容
8月10日～31日	住民アンケート調査	住民3000人対象
8月27日～31日	中学生アンケート調査	町立中学校の2年生対象
11月11日・17日	将来のまちの姿を考えるワークショップ	関係団体・公募住民による将来像等の意見交換
11月14日	第1回総合計画審議会	町長からの諮問、計画概要・策定スケジュール
1月23日	第2回総合計画審議会	ワークショップ・アンケート報告、序論案の審議
3月22日	第3回総合計画審議会	人口推計、序論・基本構想案の審議



4月19日	第4回総合計画審議会	序論・基本構想案の審議
5月28日	第5回総合計画審議会	序論・基本構想案の審議
6月6日～7月7日	基本構想パブリックコメント	20人から55件の意見
8月9日	第6回総合計画審議会	序論・基本構想案のまとめ審議
8月30日	基本構想の答申	総合計画審議会から町長に答申
9月30日	町議会9月定例会議	基本構想の可決
10月21日	総合計画審議会第1回第1部会	基本計画案(1・4・5章)の審議
10月23日	総合計画審議会第1回第2部会	基本計画案(2・3・6章)の審議
10月30日	総合計画審議会第2回第2部会	基本計画案(2・3・6章)の審議
11月11日	総合計画審議会第2回第1部会	基本計画案(1・4・5章)の審議
11月18日	総合計画審議会第3回第1部会	基本計画案(1・4・5章)の審議
11月28日	総合計画審議会第3回第2部会	基本計画案(2・3・6章)の審議
12月18日	第7回総合計画審議会	基本計画案(7章及び全体)の審議
1月9日～2月7日	基本計画パブリックコメント	21人から102件の意見
3月13日	第8回総合計画審議会	基本計画案のまとめ審議
3月26日	基本計画の答申	総合計画審議会から町長に答申
3月31日	第五次総合計画を策定	

### 島本町総合計画審議会委員名簿

委員氏名	所属・職名等	備考(所属部会等)
天沼 由紀子	島本町社会教育委員会 議長	第1部会
粟辻 卓	島本町文化推進委員会 会長	第2部会
大西 義雄	島本町農業委員会 会長	第2部会
岸 大輔	一般社団法人高槻市医師会	第1部会
北岡 景樹	島本町自主防災会連絡協議会 会長	第2部会
厚東 隆	公募委員	第2部会
後藤 充弘	島本町 PTA 連絡協議会	第1部会
小林 麻美子	公募委員	第2部会
小山 登	島本町商工会 会長	第2部会
坂本 富士夫	青葉会	第2部会
末岡 友行	公募委員	第1部会
中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長	第2部会副会長
中村 民子	島本町民生委員児童委員協議会 会長	
野間 哲夫	島本町人権まちづくり協会 会長	第1部会
八田 昭雄	島本町自治会連絡協議会 会長	第1部会
峯森 好美	社会福祉法人島本町社会福祉協議会 会長	第1部会
三村 寛一	大阪成蹊大学大学院教育学研究科科長 教授	審議会会長、第1部会副会長
山内 康弘	大阪商業大学経済学部 教授	審議会副会長、第1部会副会長
山本 哲三	島本町林業推進協議会 会長	第2部会
吉田 長裕	大阪市立大学大学院工学研究科 准教授	第2部会副会長
清水 照光	社会福祉法人島本町社会福祉協議会 会長	
寺田 つま子	島本町自主防災会連絡協議会 会長	
中村 民子	島本町文化推進委員会 会長	
谷田部 才生	青葉会	
横井 正子	島本町民生委員児童委員協議会 会長	第1部会

途中で退任された委員

### 諮問・答申

島政第670号  
平成30年11月14日

島本町総合計画審議会会長 様

島本町長 山田 紘平

第五次島本町総合計画について(諮問)

第五次島本町総合計画基本構想及び基本計画について、島本町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和元年8月30日

島本町長  
山田 紘平 様

島本町総合計画審議会  
会長 三村 寛一

第五次島本町総合計画・基本構想について(答申)

平成30年11月14日付け島政第670号で諮問のあった第五次島本町総合計画のうち基本構想(案)について、慎重に審議を重ねた結果、概ねその内容を妥当なものとして認め、下記のとおり意見を付すとともに、基本構想(修正案)及び審議会要録を添えて答申します。

記

(付帯意見)

- 本計画の推進にあたっては、本審議会の意見を尊重するとともに、計画策定にあたり実施されたアンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントで示された住民意向や、財政状況、社会経済情勢の動向等を十分踏まえ、まちの将来像である「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」の実現に向けて着実に取り組まれます。
- 本計画は、社会経済情勢や行政需要などに大きな変化があった場合は、必要に応じて見直すこととなっているが、基本計画については、概ね5年で見直すことを検討されたい。

令和2年3月26日

島本町長  
山田 紘平 様

島本町総合計画審議会  
会長 三村 寛一

第五次島本町総合計画・基本計画について(答申)

平成30年11月14日付け島政第670号で諮問のあった第五次島本町総合計画のうち基本計画(案)について、慎重に審議を重ねた結果、概ねその内容を妥当なものとして認め、基本計画(修正案)を添えて答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、本審議会の意見を尊重するとともに、計画策定にあたり実施されたアンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントで示された住民意向や、財政状況、社会経済情勢の動向等を十分踏まえ、まちの将来像である「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」の実現に向けて着実に取り組まれるよう要望します。

## 8 用語解説

- い** **いきいき百歳体操**  
高齢者の筋力維持向上をめざし、手首や足首におもりをつけて、ゆっくり行う体操
- う** **雨水幹線**  
雨水を排除するための主要な管渠のこと
- か** **介護予防・生活支援サービス事業**  
要支援認定者または基本チェックリストにより日常生活上の支援が必要と認められる人を対象にしたサービス類型で、訪問型サービス、通所型サービスなどがある
- 合併処理浄化槽**  
水洗式便所と連結して、し尿と生活排水などを処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備
- かみかみ百歳体操**  
高齢者の食べる力や飲み込む力をつけることをめざし、口や舌を動かして行う体操
- く** **クラウド型システム**  
遠隔地のサーバーにアクセスし、データやソフトウェアを、ネットワーク経由で利用者に提供するもの
- グループホーム**  
障害者などが、支援を受けながら共同生活を行う住居のこと
- け** **景観行政団体**  
景観法に基づき、景観行政を担う行政機関のこと
- 健康寿命**  
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと
- こ** **公営企業会計**  
水道事業などの地方公営企業で用いられる会計方式。民間企業と同様に、複式簿記を用い、発生主義に基づく会計処理を行う。
- 国立社会保障・人口問題研究所**  
人口の将来推計や社会保障費に関する統計の作成、調査研究などを行う厚生労働省所属の国立研究機関
- 子育て世代包括支援センター**  
妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による切れ目のない支援を行うための総合相談窓口のこと
- 子ども食堂**  
子どもの居場所づくりや、子どもを見守る環境を整備することを目的に、子どもなどに対して食事の提供などを行う事業

**こ** **コミュニティソーシャルワーカー（CSW）**  
地域に基盤を置いた、住民に身近な福祉の総合相談員。年齢や障害の有無に関わらず、社会的な課題を抱えるすべての地域住民を対象とし、地域住民や関係機関と連携・協力しながら支援を行う。

**こ** **こんにちは赤ちゃん訪問**  
生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、看護師・保健師・助産師が訪問し、育児への助言や子育て支援に関する情報提供などを行う事業

**さ** **再生可能エネルギー**  
太陽光、風力、バイオマスなど自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと

**し** **支援保育**  
町では、保育所（園）において、発達上の理由などから支援を必要とする児童に対し、別途保育士を配置してサポートを行っている。（幼稚園においても、キッズサポートとして同様の取組を実施）

**市街化区域**  
都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域のこと

**市街化調整区域**  
都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域のこと

**自治体クラウド**  
情報システムを外部のデータセンターで管理・運用し、複数の自治体で共同利用する取組

**指定管理者制度**  
地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体が行う制度のこと

**自動体外式除細動器（AED）**  
突然心停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器

**児童発達支援**  
就学前の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を提供するサービス

**し** **社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）**  
すべての住民に個人ごとの番号（マイナンバー）を付番し、複数の機関での情報連携を実現することで、行政を効率化し、住民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤となる制度

**障害者地域生活支援拠点施設**  
障害者の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据え、相談や緊急時の受け入れなど、障害者やその家族の地域生活をサポートする中心的な施設

**小規模保育事業所**  
原則0～2歳の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業所

**食育**  
さまざまな経験を通じて、食に関する知識と、バランスの良い食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育むこと

**食品ロス**  
まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと

**す** **スタートカリキュラム**  
小学校へ入学した児童が、幼稚園・保育所などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム

**せ** **生産緑地地区**  
市街化区域内にある農地の生産活動により生み出される緑地機能に着目して、公害や災害などの防止、農林業と調和した都市環境の保全に役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度

**性的マイノリティ**  
性的少数者。同性を好きになる女性（レズビアン）、同性を好きになる男性（ゲイ）、異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人（バイセクシュアル）、からだの性とは異なる性を自認する人（トランスジェンダー）（＝それぞれの頭文字をとって「LGBT」とも呼ばれる）のほか、恋愛等の対象や自分の性別認識がはっきりしない・揺れ動く人など、さまざまな人々が含まれる。

**成年後見制度**  
知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利や財産などを守るため、本人・親族などの申立てにより、財産管理や契約等の法律行為を代理、補助する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任する制度のこと

**せ** **生物多様性**  
生態系、種、遺伝子の三つの多様性から構成され、さまざまな生物の豊かさやバランスが保たれている状態

**た** **タウンミーティング**  
地域の課題や町政について、住民の方々と町が直接意見交換を行う対話集会

**男女共同参画社会**  
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う社会

**ち** **地域包括ケアシステム**  
高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと

**地域包括支援センター**  
高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などのさまざまな支援を行う機関

**地域密着型サービス**  
認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により創設されたサービス類型

**地下水のかん養**  
降水、河川水など地表の水が地下浸透して帯水層に水が供給されること

**地区福祉委員**  
社会福祉協議会の内部組織で、基本的に小学校区ごとに組織されている地区福祉委員会の委員のこと。地域の支えあいのための活動を展開する中心的役割を担っている。

**つ** **通学路交通安全プログラム**  
地域住民や関係機関が連携し、通学路の安全確保に向けた取組を行うための基本方針

**て** **低炭素（脱炭素）**  
地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を低く抑えること。近年は、二酸化炭素の排出ゼロをめざす脱炭素が提唱されている。

**ち** **特殊詐欺**  
振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称で、詐欺を行う相手と面識がない不特定多数の人に対し、電話やメールなどを用いて、銀行口座に振り込ませたり、現金等をだまし取ったりする行為

#### 特定健診（特定健康診査）

平成 20 年度から、医療保険者が 40 ～ 74 歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として行っている内臓脂肪型肥満に着目した健康診査のこと

#### 都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発又は保全する必要がある区域のこと

#### 都市農業

市街地及びその周辺の地域において行われる農業

#### 土地区画整理事業

道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業

**に** **認定こども園**  
就学前児童に対する教育と保育を一体的に行う施設

**は** **ハザードマップ**  
地震や水害などの災害の発生時に、住民が迅速かつ的確に避難できるよう、避難場所や避難経路などの各種情報を分かりやすく表示した地図のこと

#### 働き方改革

働く人々が、個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革。国が自治体や企業などと連携しながら推進し、労働時間、賃金、雇用形態などに関する各種制度の改正などを進めている。

#### パブリックコメント

町が基本的な施策などに関する計画や条例などを策定するときに、案を事前に公表して意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行い、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する制度

**は** **ハラスメント**  
相手に対して行われる「嫌がらせ」のこと

#### バリアフリー

障害者や高齢者が生活をおくる上でバリア（障壁）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべてのバリア（障壁）の除去という意味でも用いられる

**ひ** **ヒートアイランド**  
人工物の増加、地表面のアスファルトなどによる被覆の増加、それに伴う緑地や水面の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都市部の気温が郊外に比べて高くなること

#### 病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所や医療機関などに付設された専用スペースで、保育及び看護ケアを行う事業

**ふ** **ファミリー農園**  
休耕地などを住民に貸し出し、園芸を楽しんでもらう制度。町では、地権者と利用者との仲介を行っている。

**へ** **ヘイトスピーチ**  
個人や集団の人種、国籍、思想、性別、障害、職業、外見などを誹謗・中傷、差別するなどし、さらには他人をそのように煽動する言論や表現

**ほ** **保安林**  
木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。保安林では、立木の伐採など一定の行為を行う際には、府知事の許可が必要となる。

#### 防災行政無線

防災関係機関への連絡や、住民への防災情報の伝達のほか、平常時には一般行政事務に使用できる、地方自治体が整備する無線通信システム

#### 母子・父子自立支援員

母子父子寡婦福祉法に基づき、町長が委嘱する相談員。ひとり親家庭や寡婦からのさまざまな相談に応じ、助言や情報提供、就労支援などを行う。

**み** **民生委員児童委員**  
厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉や児童福祉の増進に努める方々のこと

**ゆ** **ユニバーサルデザイン**  
あらかじめ、障害の有無、年齢、性別などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

**ら** **ライフステージ**  
幼年期・児童期・青年期・壮年期・高齢期など、人の生涯における各段階のこと

**り** **離宮の水**  
水無瀬神宮境内にあり、昭和 60 年に大阪府内で唯一、環境庁（現・環境省）認定の「全国名水百選」に選定された。名水を活用したまちづくりとして、町や商工業者などが連携し、離宮の水を使った商品を認証する事業（離宮の水ブランディング事業）を実施している。

#### 立地適正化計画

市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープラン

#### 両親教室

妊娠中の方とその家族を対象に、出産や育児について学ぶ講座（町ではパパママクラスとして開催）

**わ** **ワークショップ**  
さまざまな立場の人が意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見などをまとめ上げていく手法

#### ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、それが実現した社会は、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義される

**英数** **AI**  
Artificial Intelligence（人工知能）の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム。

**IoT**  
Internet of Things（モノのインターネット）の略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることで実現するサービス、ビジネスモデル、それを可能とする技術の総称。

**NPO**  
Non Profit Organization（民間非営利組織）の略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

**PDCA サイクル**  
生産・品質等の管理を円滑に進めるための業務管理手法の一つ。①計画（Plan）を立て、②計画に基づいて業務を実行（Do）し、③実行した業務を評価（Check）し、④評価に基づいて見直す（Act）というサイクルを繰り返すことで、継続的な業務の改善をめざす。

**RPA**  
Robotics Process Automation（自動化技術）の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

**SNS**  
Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。

**4R**  
リフューズ（Refuse・廃棄物等の発生回避）、リデュース（Reduce・廃棄物等の発生抑制）、リユース（Reuse・再利用）、リサイクル（Recycle・再資源化）の4つの頭文字をとったもの



## 第五次 島本町総合計画

自然と調和した健全と活力のある人間尊重のまち

発行

大阪府島本町 / 令和2年4月  
〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号  
TEL 075-961-5151 (代表) FAX 075-962-0385

編集

島本町 総合政策部 政策企画課